

令和2年度
国の予算編成等に対する提案
＜主要事項＞

令和元年7月8日
兵庫県



平成の終わり、令和の始まりは、国内外の時代潮流の転換期における改元となりました。

新しい時代を迎えても、東京一極集中の流れは止まりません。人口減少、少子高齢化も続きます。来年1月に25年を迎える阪神・淡路大震災の風化も懸念されるなか、今後発生が予想される南海トラフ地震や頻発する豪雨災害への備えも急務です。

一方で、AIやIoTなどの革新的技術が社会を変えつつあるなど、未来の息吹が芽生えています。

昨年、本県は県政150周年の節目を迎えました。明治維新では、欧米列強に対抗できないとの危機意識から、幕藩体制に変わる中央集権国家が生まれました。あれから150年、価値観が多様化し、物の豊かさよりも、心の豊かさが求められる時代となっています。画一的、標準的発想の中央集権体制のままでは時代の変化に対応できず、必要なのは、分権型社会への変革です。

地域の多様性を活かした取組を懸命に進める地方の実情を理解いただき、積極的に対応いただくよう、令和2年度予算編成等に向けて以下を提案します。

国におかれては、対症療法ではない抜本的な施策を講じていただくようお願いします。

<提案項目>

I 安全安心な基盤の確保	
1 防災・減災対策の総合的な推進	2
2 地震・津波対策の推進	3
3 風水害対策の推進	4
4 住民の避難行動の向上	6
5 防災体制の充実	7
6 子育て環境の充実	9
7 地域の医療確保と医療保険制度の安定運営	11
8 安定した高齢者福祉・介護体制の確保	14
9 ユニバーサル社会の実現に向けた取組の推進	15
10 地域の安全・安心の確保	16
II 未来へ続く地域活力の創出	
1 人と企業の地方移転の促進	17
2 兵庫の強みを生かした産業競争力の強化	20
3 農林水産業の振興	21
4 人と自然との共生	24
III 次代を担う人づくり	
1 地域と世界で活躍できる人材の養成	27
IV 交流・環流を生む兵庫五国の魅力向上	
1 魅力ある都市・地域の整備	30
2 スポーツの振興	32
3 観光・ツーリズムの振興	33
4 交流基盤の整備	34
V 自立の基盤づくり	
1 地域創生の推進	40
2 地方税財政の充実強化	41
3 地方分権改革の推進	45

※ 本文タイトル右側に記載のページ番号は、全体版のページ番号を指す。

I 安全安心な基盤の確保

1 防災・減災対策の総合的な推進

(1) 防災・減災・国土強靱化推進のための3か年緊急対策の延長

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】 P1

本県では、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(2018(H30)～2020(R2)年度)に基づく臨時・特別の措置を積極的に活用し、南海トラフ地震や頻発する豪雨災害等に備えた早期の取組を行うことが可能となった。

しかし、津波防災インフラ整備計画や第3次山地防災・土砂災害対策計画、兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)など、2021(R3)年度以降にも取組むべき計画があることから、緊急対策期間後も計画的に事業を推進することができるよう、以下について提案する。

新・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)及び緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)の事業期間を延長すること

<本県の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)> (単位：億円)

区分	事業費			主な内容
	2018	2019	2020	
高潮対策	28	13	13	越流・越波防止対策
治水対策	36	44	44	河川ネック部改修対策、内水氾濫防止対策
地震・津波対策	100	62	62	日本海津波対策、耐震対策
道路防災対策	86	66	66	道路交通確保対策
山地防災・土砂災害対策	39	47	47	山地防災・土砂災害対策
農業農村対策	50	37	37	ため池対策
荒廃森林対策	3	2	2	造林対策
災害対策林内路網整備	1	1	1	林道整備
合計	343	272	272	

注：予算ベース(2020年度は、2019年度と同額と仮定)

<本県の緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)> (単位：億円)

区分	事業費		主な内容
	2019	2020	
高潮対策	17	17	越流・越波防止対策
治水対策	51	51	河川ネック部改修対策、内水氾濫防止対策
地震・津波対策	2	2	日本海津波対策
山地防災・土砂災害対策	50	50	山地防災・土砂災害対策
合計	120	120	

<2021年度以降の残事業費>

計画名	期間	2021年度以降の残事業費 (現計画の残事業費)
津波防災インフラ整備計画	2014～2023年度(注)	164億円
日本海津波防災インフラ整備計画	2019～2028年度	44億円
ひょうご道路防災推進10箇年計画	2019～2028年度	282億円
地域の防災道路強靱化プラン	2014～2023年度	731億円
第3次山地防災・土砂災害対策計画	2018～2023年度	390億円
地域総合治水推進計画	2012年度～概ね10年間	408億円
兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)	2019～2028年度	(策定中)
第2次ため池整備5箇年計画	2019～2023年度	200億円

注：一部、2014年度以降の事業を含む

(2) 緊急防災・減災事業債の対象拡大及び延長

【警察庁、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】 P2

- ・地震・津波や風水害等に対応するため、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲を更に拡大し、令和2(2020)年度までの事業期間を延長すること
 - 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業
 - 砂防・治山・河川・港湾・海岸等の整備事業
 - 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
 - 耐震化に資する公共施設の建替事業
 - 大規模災害時に拠点となる庁舎や災害発生時の初期段階における集団警察力を確保するための警察待機宿舎の整備事業

2 地震・津波対策の推進

(1) 南海トラフ地震等に備えた地震・津波対策の推進

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

①津波防災に関するインフラ整備予算の確保

P3

- ・本県が策定した「津波防災インフラ整備計画」及び「日本海津波防災インフラ整備計画」に基づく対策に必要な予算を確保すること

<津波防災インフラ整備計画> 計画期間：H26(2014)～R5(2023)年度
(億円)

事業内容	概算事業費
レベル1津波対策（津波の越流を防ぐ）	
津波防御対策	371
防潮堤等の高さの確保	176
防潮堤等の健全性の保持	169
陸閘等の迅速・確実な閉鎖	26
避難支援対策	2
レベル2津波対策（浸水被害を軽減する）	
既存施設強化対策	219
防潮堤等の越流・引波対策	67
防潮堤等の沈下対策	122
防潮水門の耐震対策	30
津波被害軽減対策	46
防潮水門の下流への移設	46
排水機場の耐水化	
合計	約640

(重点整備地区の設定)

津波到達時間の早い淡路島(4地区)と人口・資産が集中する大阪湾沿岸(3地区)を「重点整備地区」に設定。すべての津波対策を概ね10年間で完了予定

重点整備地区	
淡路地域	福良港
	阿万港
	沼島漁港
	洲本地区
尼崎西宮芦屋港(尼崎地区)	
同(鳴尾地区)	
同(西宮・今津地区)	

<日本海津波防災インフラ整備計画> 計画期間：H31(2019)～R10(2028)年度

総事業費：56億円

(河川堤防整備：17億円、防潮堤等整備：14億円、水門耐震化：1億円、防波堤の沈下対策：24億円)

②防災・安全交付金の対象事業の拡大

P3

- ・対象外となっている日本海側の地震・津波対策（河川事業）について、防災・安全交付金の交付対象とすること
- ・重点配分の対象外となっている日本海側の地震・高潮対策（海岸事業）について、防災・安全交付金の重点配分対象とすること
- 新**・対象となっているレベル1津波の対策に加え、最大クラスの津波（レベル2津波（※））に備える防潮堤や河川堤防の新設等についても、交付対象とすること

- ※ レベル1津波：概ね100年に1回程度発生する発生頻度が高い津波
 - 〔南海トラフ：M8.4(安政南海地震並み)の地震による津波、日本海：日本海中部地震(1983年)、北海道南西沖地震(1993年)による津波を想定〕
- レベル2津波：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - 〔南海トラフ：最大クラス(M9.0クラス)の地震による津波、日本海：断層による地震(M7.2~7.9)による津波を想定〕

③推進地域における支援策の充実

P4

- ・南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進地域に指定された地方公共団体に対しては、地震防災対策特別措置法による国庫補助率の更なる拡大（1/2→2/3）や対象施設の範囲の拡大（公立病院の耐震改修等）など支援を充実すること

<南海トラフ地震対策特別措置法における推進地域>

- ・南海トラフ地震において震度6弱以上の地域や、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域（淡路島及び瀬戸内海沿岸市町等）

<地震防災対策特別措置法による対象>

- ・消防用施設、へき地における公立診療所、公立小中学校等の耐震改修等

3 風水害対策の推進

(1) 山地防災・土砂災害対策の推進

①治山事業、砂防関係事業の推進

【農林水産省、国土交通省】 P9

- ・本県の「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に基づく、治山事業、砂防関係事業が着実に推進できる予算を確保すること
- ・治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できるように予算を確保すること

<第3次山地防災・土砂災害対策計画（H30(2018)～R5(2023)年度）>

区 分	整備目標（着手箇所数）			
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	合 計
① 人家等保全	390	438	—	828
② 流木・土砂流出防止	—	240	—	240
③ 災害に強い森づくり	—	—	38	38
合 計	390	678	38	1,106

※局地的豪雨の増加等を踏まえ、県単独事業を前倒して実施

<重点計画箇所>

- ①人家等保全：R区域内に人家があるなど緊急性の高い箇所
- ②流木・土砂流出防止：流木災害や崩壊のおそれがある箇所
- ③災害に強い森づくり：危険木の除去、間伐などによる災害緩衝林の整備

<兵庫県の土砂災害特別警戒区域指定状況（H31.3.29現在）>

- ・6,747箇所 ※令和2年度の指定完了を目指している。（総計10,000箇所超えとなる見込）

②既存堰堤を活用した効果的な土砂災害対策の推進

【国土交通省】P9

- ・透過型堰堤に堆積した土砂撤去について、その機能回復を図るため、河川・港湾と同様に、災害復旧事業による補助対象とすること
- 新**・既設の不透過型堰堤の有効活用を図るため、ポケット空間(※)の確保のための土砂撤去や管理用道路整備等についても、補助対象とすること

【提案の背景】

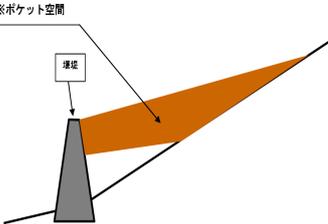
- ・平成30年7月豪雨等での砂防堰堤等の効果

【奥山谷川堰堤（養父市）】

(被災前)  (被災後)：土石流を捕捉 

・公共土木施設災害復旧事業費については流木撤去(500㎡以上)のみが対象であるため、堆積土砂撤去については多額の県負担が伴う。

・ポケット空間(※)確保のための土砂撤去等を行う場合も補助対象とすることにより、既存堰堤を活用した迅速かつ経済的な対策が可能となる。



③住宅等の移転等に対する支援の拡充

【国土交通省】P8

- ・土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転(除却)や防護壁等の整備(改修)については、土砂災害から国民の生命を守る緊急の取組として、補助率の嵩上げを行うこと
- 補助率(公費負担分) 住宅移転(除却) 現行：1/2 → 提案：2/3
防護壁等整備(改修) 現行：23% → 提案：1/3

(参考：大規模多数利用建築物耐震化助成事業(耐震対策緊急促進事業により、国補助を嵩上げ))

- ・国補助 補強設計：通常 2/9 → 嵩上げ後 4/9、改修工事：通常 11.5% → 嵩上げ後 1/3

(2) 高潮対策の推進

【農林水産省、国土交通省】P12

- 新**・平成30年台風第21号により浸水した地区の再度災害防止対策や、本県が今年度策定する「兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)」に基づく全県での防潮堤・河川堤防の嵩上げ等の高潮対策について、必要な予算を確保すること

<再度災害防止対策>

- ・事業期間 平成30(2018)年度～令和3(2021)年度
- ・主な箇所 芦屋市・南芦屋浜(護岸等の嵩上げ)、西宮市・甲子園浜(防潮堤の改良、嵩上げ)
神戸市・高橋川(堤防嵩上げ)
- ・総事業費 約58億円 ※ 令和2年度までに完了する事業については、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債を活用し実施するが、計画の推進のためには、同期間終了後も継続的な支援が必要

<兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)>

- ・台風第21号により浸水した地区以外についても今年度中に計画を策定し、計画的に高潮対策を推進する予定
- ※ 民間や神戸市管理の施設についても情報提供を行い、同様の取組を促す。

(3) 災害に強いたため池改修等の推進

【農林水産省】 P13

- 新・本県が策定した「第2次ため池整備5箇年計画」(平成31(2019)年度～令和5(2024)年度)に基づき、災害に強いたため池への防災工事(廃止を含む)を計画的に進めるための必要な予算を安定的に確保すること

<兵庫県「第2次ため池整備5箇年計画」 着手箇所数：730～830箇所、総事業費：370億円>

区 分		特定 ため池 総数(※)	うち 要改修 (廃止)箇所 (計画時点)	[第2次]	[第2次]
				着手数 (箇所)	総事業費
県営 (受益2ha 以上)	改修	5,900	717	350	283億円
市町営 (受益2ha 未満)	改修	3,200	160	80	32億円
	廃止	—	300～400	300～400	12億円
計画策定(測量・土質調査等)		—	—	—	43億円
計		9,100	1,177～1,277	730～830	370億円
	[改修]	—	(877)	(430)	(315億円)
	[ため池廃止]	—	(300～400)	(300～400)	(12億円)
	[計画策定]	—	—	—	(43億円)

※ 特定ため池：決壊によりその周辺の区域に人的・物的被害を及ぼすおそれがあるものとして県知事が指定するため池

4 住民の避難行動の向上

(1) 避難行動要支援者に対する支援体制の構築

【内閣府、厚生労働省】 P16

- 新・高齢者や障害者等の避難行動要支援者に関する個別計画の作成について、災害対策基本法上の法定事項として規定すること
- 新・介護支援専門員及び相談支援専門員が行う個別計画の作成について、介護保険法や障害者総合支援法等の法律上の職務として位置付けるとともに、報酬加算を創設すること

【個別計画策定推進上の課題】

- ・個別計画の作成は内閣府の取組指針で示されているが、法的拘束力がない。
(法定事項：避難行動要支援者名簿の作成と地域への提供)
- ・介護支援専門員(ケアマネジャー)や相談支援専門員に対して、ボランティアで個別計画作成への協力を求めることとなるため、報酬加算が必要

<防災と福祉の連携による個別支援計画作成の推進モデル事業(平成31年度新規事業)>

- ・本県では、要支援者の心身の状況や生活実態等を熟知した介護支援専門員及び相談支援専門員が、地域住民や自主防災組織等とともに、個別計画を作成するモデル事業を37市町で実施している。(補助単価：30万円/市、20万円/町)

5 防災体制の充実

(1) 防災庁の創設

【内閣官房、内閣府】 P17

- ・過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化等、一連の災害対策を担い、専門性を有した防災庁を創設すること

【提案の背景】

- ・防災・減災に関する科学技術の調査・研究が省庁縦割りで行われており、どのような研究が行われているか集約・整理されていない。
 - ・各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果が国として一元的に活用されにくい。
- ※ 主な国の研究機関：防災科学技術研究所(文科省)、気象研究所(気象庁)、通信総合研究所(消防庁)、産業技術総合研究所(経済産業省)

<防災庁の必要性> 出典：「我が国の防災・減災体制のあり方に係る検討報告書」(H29.7)

- ① 国民の防災意識を高めるため(防災・減災の推進役)
- ② 強い調整力で事前対策から復興までを総合的に進めるため(防災の主流化と創造的復興)
- ③ 災害情報の一元化を図るため(防災情報発信の司令塔)
- ④ 全自治体の確実な防災対応力の向上のため(防災体制水準の確保)
- ⑤ 自治体等との緊密なネットワークを確保するため(顔が見える関係の構築)
- ⑥ 災害ノウハウや調査研究成果の活用のため(経験や知見の高度化)
- ⑦ リダンダンシーを確保するため(首都機能のバックアップ)

(2) 防災機能をバックアップできる双眼構造の確保【内閣官房、内閣府、総務省】 P18

① 関西、神戸への防災庁の拠点整備

- ・防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること

② 防災教育・研究機関の集積促進

- ・人と防災未来センター、WHO神戸センター、アジア防災センター、国際復興支援プラットフォーム(IRP)等が集積する兵庫県を、国際的な防災教育・研究の拠点地域と位置づけ、関係機関の更なる集積を図ること
- ・特に消防大学校、消防研究センター等の首都圏に立地する防災教育・研究機関の兵庫県への移転を進めること
- ・広域防災拠点である「兵庫県広域防災センター」を全国の防災教育・研究の拠点機関として位置付け、国として活用を図ること

<兵庫県広域防災センター>

- ・災害時において全県域をカバーする広域防災拠点として機能するほか、平常時は地域の防災力を高めるための人材育成を行っている。

【施設概要】

(建物) 学習・管理棟、教育棟、宿泊棟、主訓練塔、補助訓練塔、屋内訓練場、プール棟、危険物倉庫、空気ボンベ庫、学校消防署、ヘリポート整備庫、ヘリポート燃料庫
(延面積) 11,592.22㎡

(3) 発災時の関西3空港相互支援体制の構築

【国土交通省】 P20

- 新**・ 昨年(2019年)の台風第21号により関西国際空港の機能が大きく損なわれたことを踏まえ、発災時の関西3空港相互支援体制の構築に向け支援し、日本全体での空港間の支援・補完体制を整備すること

【提案の背景】

- ・ 今年5月の関西3空港懇談会において、短期(2021年頃)の視点に立った取組として以下のとおり合意しており、この内容を速やかに実現することが必要

< 関西3空港懇談会取りまとめ (R1.5.11) (抜粋) >

- ・ 広域災害対策の一環として、3空港の災害対応力向上を図るとともに、発災時の3空港相互支援体制を構築し、日本全体での空港間の支援・補完についても体制を整えていく。

(4) 被災地(者)支援に関する制度の充実

① 災害救助法の救助範囲の拡大

【内閣府】 P20

- ・ 災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与を行うための経費として、罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)に要する経費を災害救助費の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・ 災害救助法では、救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の供与、②食品の供給、③埋葬などに限定されている。
- ・ 発災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。
- ・ 大阪府北部地震や平成30年7月豪雨等の大規模災害時には、被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査を迅速に実施するのが困難であり、周辺自治体からの応援が不可欠であることが改めて浮き彫りになった。

② 災害援護資金貸付金制度の改善

【内閣府】 P22

- ・ 県及び政令市から国への貸付原資の償還は、現実に返還があった場合のみ行うよう制度変更すること

【国制度の問題点】

- ・ 他の貸付金(例:介護福祉士修学資金貸付金、生活福祉資金)制度においては、実際に償還があった額に対する国庫補助負担割合分を国へ償還することとなっている。
- ・ 災害援護資金貸付制度では、実際には返還されていない貸付金についても、市町が借受人に代わって国・県に償還しなければならないため、市町に対して重い負担を求めている。

6 子育て環境の充実

[平成30年出生数 40,303人 (前年比1,895人減)]

- ・未婚化、晩婚化の進展により出生率は低下
- ・社会移動の増加に伴う 20～30 歳代女性の減少により、出生数は減少
- ・働く女性の増加に対応し、希望する誰もが、仕事と出産・育児の両立ができる環境整備が必要

	H29	H30	増減
合計特殊出生率	1.47	1.44	△0.03ポイント
出生数	42,198 人	40,303 人	△ 1,895 人
20代・30代女性数	586,957 人	573,747 人	△13,210 人

[本県の保育所等定員及び待機児童数の状況]

- ・今年度は保育所等定員を 4,657 人拡大したが、女性の就労意識の高まり等による入所希望者数の増加のため、待機児童数は前年比 419 人減の 1,569 人となった。

時点	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	
入所希望者数 A	105,685	108,711	111,948	※待機児童に計上しない私的理由待機等があるため、待機児童数は、申込者と定員の差とは一致しない。
確保数 B	101,658	105,764	110,421	
拡充数(年間)	+4,106	+4,657		
待機児童数 A-B	1,572	1,988	1,569	

(1) 0～2歳児保育の完全無償化の実現

【内閣府、厚生労働省】 P28

- ・0～2歳児は、当面、非課税世帯を対象に無償化するとされているが、所得制限の一層の緩和など、全ての子どもの無償化を全額国庫で実現すること

[ひょうご保育料軽減事業の概要 (R元.10月以降)]

国の幼児教育無償化の対象とならない0歳から2歳児を対象に、月額5,000円を超える保育料に対して、以下の保育料を軽減

区分	所得階層 (年収)		
	住民税非課税世帯	約 360 万円未満	約 640 万円未満
第1子	— (国無償化)	10,000 円/月	—
第2子		15,000 円/月	
第3子以降			

(2) 保育士の配置基準及び給与水準の改善

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 P28

- ・保育士一人あたりの児童数が多いことによる負担を軽減するため、配置基準の計算方法の改善とこれに伴う保育士の人件費増にかかる財政措置を充実すること

[提案の背景]

- ・必要保育士数は四捨五入で算出されるため、例えば4～5歳児の場合、計算上は44人まで1人(44/30≒1.47)となり、小学生(児童40人に教員1人)よりも負担が大きくなる。
- ・このため、必要保育士数を四捨五入ではなく切り上げにより計算することで、31人から保育士が2名配置(31/30≒1.03)となり、保育士1人あたりの負担が軽減される。

<保育士の配置基準>

区分	0歳児	1～2歳児	3歳児	4～5歳児	[参考] 小学生
保育士1人あたり児童数	3人	6人	20人(※)	30人	40人

※ 児童15人につき保育士1人により実施する施設に対して、加算措置あり

- ・保育士の給与水準について、他産業並の水準となるよう公定価格の引き上げを行うこと

<H29厚生労働省 賃金構造基本統計調査>

	全産業 上段：全国 下段：(兵庫県)	保育士 上段：全国 下段：(兵庫県)
所定内給与月額	304.3千円 (294.8千円)	222.9千円 (233.9千円)

(3) 保育所等の運営・設備基準に関する地方裁量の拡大

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 P29

- ・従うべき基準とされている保育所や認定こども園の職員配置基準、施設設置基準等について、参酌すべき基準に見直すこと

【支障の例（保育教諭の配置基準）】

- ・幼稚園と認定こども園の配置基準が異なっており(※)、認定こども園への移行を進めたくても、職員の確保が困難

※(例)3歳児の保育教諭の配置 幼稚園：児童35人に1人、認定こども園：児童20人に1人

<認定こども園の配置基準>

区分	0歳児	1～2歳児	3歳児	4～5歳児
保育教諭1人当たり児童数	3人	6人	20人	30人

注：幼稚園は1学級(35人)ごとに、少なくとも専任の教諭1人が必要

【支障の例（調理室）】

- ・保育所及び認定こども園の3歳未満児については給食の外部搬入が認められておらず、調理室の設置が必要となるため、幼稚園から認定こども園への移行を進めたくても、整備が困難

<保育所の設置基準(全国一律)>

- ・保育室(1.98㎡/以上)又は遊戯室
- ・乳児室※(1.65㎡/人以上)又はほふく室※(3.3㎡/人以上)
- ・便所、調理室、医務室※、屋外遊技場(満2歳以上児) ※満2歳未満児の受入に必要な施設

(4) 放課後児童対策の充実

【内閣府、厚生労働省】 P31

①長時間開所加算(平日分)の対象拡大

- ・放課後児童クラブの長時間開所加算(平日分)の対象を拡大すること
(「1日6時間を超え、かつ18時を超えた時間」から「1日5時間を超えた時間」へ)

【現行基準の課題】

- ・長時間開所加算の要件が厳しく、本県では5.7%(73/1,275箇所)のクラブしか活用できていない。



<本県の放課後児童クラブ開所時間延長支援事業>

- [補助要件] ・新たに19時30分以降まで延長し、国の長時間開所加算(平日)を受けていること
- ・放課後児童クラブ支援員等に延長加算手当等を支給していること
- [補助基準額] 90千円(県1/2、市町1/2)

7 地域の医療確保と医療保険制度の安定運営

(1) 医師の地域偏在を是正する仕組みの構築

①医学部「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置 【文部科学省、厚生労働省】 P41

- 新**・二次医療圏ごとに医師が不足する場合は、必要な医師数を安定的に確保するため、地域の実情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めること。従って、2022年度以降も当面は現行制度を継続し、地域枠については臨時定員で措置すること

【国制度の問題点】

- ・地域枠の入学定員(臨時定員)は、令和3(2021)年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できていない。
- ・それにもかかわらず、医師確保計画策定ガイドライン(H31.3)においては、令和4(2022)年度以降、臨時定員による地域枠を要請できる条件として、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有する県が、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合に限定された。
- ・地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。

<人口10万あたり医師数(兵庫県内地域別：H28.12)>

区分	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	県	全国
医師数	4,943	3,067	1,403	1,447	609	1,225	421	359	204	301	13,979	251.7
	321.9	296.2	194.5	202.3	224.7	212.1	163.5	213.7	194.1	225.4	253.2	251.7

※下段は人口10万人当たり医師数

- ・本県の人口10万あたりの医師数は253.2人で、全国平均251.7人を上回っているが、圏域別では神戸と阪神南だけが全県値よりも高く、地域差が顕著。西播磨と神戸は約2倍の格差
- ・全国平均を下回っている地域を全国平均並み(人口10万人あたり251.7人)にするためには、1,291人の医師が必要

②医師養成課程を通じた医師確保対策の推進 【厚生労働省】 P41

- ・すべての専攻医が一定期間地域で勤務を経験するなど、医師養成課程を通じた医師確保対策を推進すること

③医師少数区域での勤務経験を病院の管理者要件とする制度の実効性の確保

【厚生労働省】 P41

- ・医師少数区域での勤務経験のある医師を病院の管理者要件とする新たな制度については、対象を地域医療支援病院など国が指定するものに限らず、全ての病院に拡大するなど実効性のあるものとする

(2) 新専門医制度に対する懸念の払拭

【厚生労働省】 P41

新・新専門医制度について、国と専門医機構の責任において諸課題を解決すること。その際には、地域の意見を十分に反映させうえて、以下の措置について、国主導で講じること

- 専攻医の採用割合が東京都だけで全国の2割を上回るなど、一極集中がみられることから、専門研修プログラム定員について東京都のシーリングの見直しを行うとともに、偏在が進んでいる外科・産婦人科についてもシーリングの対象とするなど、さらなる偏在対策を早急に講じること
- 専攻医の大学病院偏在を是正するため、認定基準を満たす病院は基幹病院として認定するよう、日本外科学会等に促すこと

【国制度の問題点】

- ・東京都の専門研修プログラムへの登録(H31年度)が集中(専攻医採用数8,615人のうち、東京都だけで1,771人(20.6%))
- ・日本専門医機構が示した2020年度シーリング案については、二重の激変緩和措置(①シーリング数算定にかかる余剰養成数の差引を20%に抑制、②連携プログラム分の上乗せ)が施された結果、東京都においては対象領域の定員が概ね2019年度の採用数から3%の削減に止まり、偏在解消の効果が希薄になっている。
- ・外科、産婦人科については、平成6年度と比較して平成28年度の医師数が減少していることを理由にシーリング対象外とされているが、新専門医制度開始にともない東京都における専攻医の数・全国割合が増加し、偏在が進んでいる。

<東京都の専攻医(医師登録3年目)の推移>

	H24	H30	H31	H30-H24	H31-H24
外科	107人 (13.9%)	176人 (21.9%)	148人 (17.9%)	+69人 (+8.0%)	+41人 (+4.0%)
産婦人科	75人 (19.7%)	102人 (23.1%)	127人 (29.6%)	+27人 (+3.4%)	+52人 (+9.9%)

注:()は、全国割合

【外科専門研修基幹施設の認定基準】

- ・日本外科学会指導医、外科専門医が合計3人以上常勤し、うち2名はプログラム統括責任者の基準を満たしている
- ・外科系病床として常時30床を有している
- ・年間500例以上のNCD登録外科手術症例を有している
- ・現行の日本外科学会の指定施設であり、3領域以上のサブスペシャリティ領域学会の修練施設である等

<本県の外科専門研修基幹施設>

神戸大学医学部附属病院、兵庫医科大学病院、神戸市立医療センター中央市民病院、北播磨総合医療センター、加古川中央市民病院

〔※ 上記認定基準を満たしているが、研修基幹施設ではない病院
県立尼崎総合医療センター、県立西宮病院 等〕

(3) 国民健康保険の保険料の県内統一化に向けた取組への支援 【厚生労働省】 P44

- ・医療費水準の是正や収納率の市町間格差の改善を図り、将来的な保険料水準の統一を目指すため、以下の取組に対する新たな国の支援措置を設けること
 - 市町ごとに取組内容に差がある保健事業の平準化を図るため、特定健診・がん検診に関する自己負担の無料化や保健師等の専門人材の配置 等
 - 口座振替制度の推進等による収納率向上対策
- ・医療費適正化に向けた市町のさらなる努力を支援するため、市町村の保険者努力支援制度については、取組の有無だけでなく、一人あたり医療費の水準等の取組結果を評価する新たな指標を設けること

<保険者努力支援制度(市町村)の概要>

- ・国が市町村の保健事業等の取組の有無を評価(点数化)し、獲得した得点に保険者規模を考慮して交付金(500億円)を按分
 - 評価指標 糖尿病等の重症化予防の取組状況、後発医薬品の使用促進に関する取組状況、医療費通知の取組状況、重複・多剤投与者に対する取組状況、データヘルス計画の実施状況 等

(4) 医療費の自己負担に対する国費助成制度の創設 【厚生労働省】 P46

①国による助成制度の創設

- ・全ての都道府県が単独で実施している障害者(児)、乳幼児、ひとり親家庭等の医療費の自己負担に対する助成制度を、国において早期に制度化すること

②国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止

- ・医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え実施している、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置(未就学児を除く)を廃止すること

【提案の背景】

- ・障害者(児)、乳幼児、ひとり親家庭等の医療費の公費負担制度は、セーフティネットとして必要であるにもかかわらず、地方が単独で実施しているため、サービス水準に格差が生じている。
- ・H30年度から未就学児に対する助成への国庫負担金減額調整措置が見直されたが、未就学児以外の者についても減額調整措置を廃止するべきである。

<本県の減額額(平成29年度)>

約22億円(未就学児に対する減額分を除く)

8 安定した高齢者福祉・介護体制の確保

[介護需要の増大]

- ・2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に
- ・介護サービス利用者の増(+46,000人)に対応するため、施設介護だけではなく在宅介護も含めた利用定員の拡大が急務

[2025年までの本県の高齢者人口の推移]

区分	2018年実績	2025年見込	差引
65歳以上人口	1,538千人	1,600千人	+62千人
うち、75歳以上	760千人	967千人	+207千人
介護サービス利用者(要介護1~5)	194千人	240千人	+46千人
介護サービス利用定員	223千人	248千人	+25千人

[介護サービス利用定員：+25千人の内訳]

介護サービス内容	利用定員		差引
	2018年	2025年	
訪問介護・通所介護等	146,300	148,800	+2,500
看護/小規模多機能型居宅介護	7,600	9,600	+2,000
定期巡回・随時対応サービス	840	6,000	+5,160
認知症高齢者グループホーム	6,800	9,400	+2,600
特定施設(サ高住等)	18,500	22,900	+4,400
特別養護老人ホーム	26,400	32,000	+5,600
介護老人保健施設等	16,700	19,300	+2,600
計	223,140	248,000	+24,860

【在宅介護サービスの充実】

24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」参入事業者(H30年度末)

1,685法人中57事業所(3.9%)
《目標》2020年度：150事業所
2025年度：300事業所

《H31の取組》

- ①介護支援専門員への普及啓発
- ②利用者への普及・利用促進
- ③事業者の参入促進(人件費助成)
- ④整備費の上乗せ等

在宅

施設

(1) 医療保険制度の一本化

【厚生労働省】P56

- ・介護と医療の一元化の基盤となる医療保険制度を一本化し、国を保険者とする事

(2) 介護サービス・生活支援サービス等の充実

①サービス付き高齢者向け住宅整備事業による財政支援の拡充

【厚生労働省、国土交通省】P57

- ・サービス付き高齢者向け住宅において介護サービスの提供が可能となるよう、特定施設入居者生活介護の指定を受ける際に必要となる設備(特殊浴室、介護室等)の整備に必要な費用に対する加算措置を創設すること

【提案の背景】

- ・特定施設入居者生活介護の指定に必要な特殊浴室や介護室等の整備については、サービス付き高齢者向け住宅整備事業(国直接補助・国土交通省所管)の補助対象事業費には含まれるものの、当該整備の有無に関わらず住戸あたりの補助上限額(120万円/戸(一般型サービス付き高齢者向け住宅の場合))が一定であることから、当該増嵩分の加算措置が必要

<特別養護老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の設備基準の比較>

特別養護老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	
	サ高住として必要な設備	特定施設入居者生活介護の指定を受けるために必要な設備
居室、共同生活室、食堂	居室、居間、食堂	—
浴室、特浴室	浴室	特浴室【身体の不自由な者が入浴するのに適したもの】
洗面設備、便所、汚物処理室	洗面所、便所	—
調理設備、面談室、洗濯室	調理設備	—
静養室	—	一時介護室【適当な広さを有すること】
機能訓練室	—	機能訓練室
医務室【特養のみの設置基準】	—	—

<本県のサービス付き高齢者向け住宅の整備状況>

- ・登録戸数 13,981戸(2019年3月末)
- ・入居者の状況 要支援以上95%、要介護3以上34%、平均年齢85.9歳
- ・特定施設入居者生活介護の指定住戸は全体の14%(1,983戸) ※目標 2020年：2,600戸

②定期巡回・随時対応サービスへの参入促進

【厚生労働省】 P57

ア 事業者の参入を促進するための報酬の引上げ

- ・定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の参入が促進される水準となるよう更に引上げること

イ 訪問看護サービスとの報酬単価差の改善

- ・看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差を解消又は縮小すること

【国制度の問題点】

- ・訪問看護の訪問回数が4回以上(要介護5は5回以上)になると、「定期巡回の訪問看護」の介護報酬が「単独の訪問看護」の介護報酬を下回る。

<介護報酬比較 (30分以上1時間未満の場合) >

(要介護1～4) (要介護5)

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額	訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	29,350	24,480	4,870	3	37,350	24,480	12,870
4		32,640	△3,290	4		32,640	4,710
5		40,800	△11,450	5		40,800	△3,450
6		48,960	△19,610	6		48,960	△11,610

<本県の参入促進策の概要>

[参入事業者 (月利用者数20人以下) に対する人件費等助成]

- ・対象経費 補助基準額：25万円/月 (人件費1人分)
加算額：運営経費が過大になる利用者数5～9人の場合に、2万～10万円/月を加算
※ただし、補助基準額と加算額を合わせて、1施設・1か月あたり収支黒字額が25万円を超えない範囲

[定期巡回サービス事業所整備等への支援]

- ・事業所開設における整備費又は事務所賃料の一部を支援

区分	整備費補助	賃料補助 (3年間)
補助上限額	総額3,780千円(7,560千円を超える整備費)	3,780千円
負担割合	県1/3、市町1/3、事業者1/3	県1/3、市町1/3、事業者1/3

[訪問看護単価差補助]

- ・単独の訪問看護(回数性)と定期巡回の訪問看護(月額制)の報酬単価差是正のため、一定額を補助

要介護3～4 (〳月・人)		要介護5 (〳月・人)	
訪問4回	3,000円	訪問5回	3,000円
訪問5回以上	11,000円	訪問6回以上	11,000円

9 ユニバーサル社会の実現に向けた取組の推進

(1) 障害者支援の充実

【厚生労働省】

①社会福祉施設等施設整備費の国庫補助財源の確保

P63

- ・障害福祉計画の目標が達成できるよう、都道府県から協議のあった障害福祉サービス事業所等整備費の要望額どおりの予算を確保すること

[国予算の状況] (単位：億円)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
当初	30	26	70	71	72
補正	80	60	118	80	50
計	110	86	188	151	122

[本県の内示状況] (単位：億円)

区分	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
	協議	内示								
当初	1.8	0.8	2.7	0.4	4.4	1.2	8.9	0.4	9.2	3.2
補正	1.8	1.8	2.1	1.5	3.8	3.8	5.5	2.1	6.2	1.4
計	3.6	2.6	4.8	1.9	8.2	5.0	14.4	2.5	15.4	4.6

②医療支援型グループホームの整備促進

P64

新・重症心身障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる医療支援型グループホームの整備促進のため、以下のとおり補助制度を拡充すること

○介護用リフト、非常用発電機の補助対象化

○看護師配置に関する医療連携体制加算の利用者全員への適用(現行8名まで)

【国制度の問題点】

- ・グループホームの整備補助は、介護用リフト等特殊付帯工事費が補助基準単価に含まれておらず、重症心身障害者の入居を想定した補助体系になっていない。
- ・日中サービス支援型グループホームの報酬基準は、定員20名全て医療的ケアが必要な重症心身障害者であることは想定されておらず、8名までしか医療連携体制加算が認められていない。

<本県の取組(平成31年度新規事業)>

(整備支援補助)

国庫補助対象の対象外となっている介護リフト、非常用自家発電の設置経費の一部を補助

- ・補助対象 医療支援型グループホーム
- ・対象経費 天井走行型介護リフト、ポータブル非常用発電機の導入経費
- ・補助基準額 天井走行型介護リフト：125万円、ポータブル非常用発電機：30万円
- ・負担割合 県1/2、市町1/2(政令市・中核市を除く)

③障害者リハビリテーション体制充実への支援

P65

新・児者一貫したリハビリテーション体制充実に向け、18歳以上の障害児(者)リハビリテーションの診療報酬を引き上げること

<障害児(者)リハビリテーションの診療報酬単価>

6歳未満の患者の場合	225点
6歳以上18歳未満の患者の場合	195点
18歳以上の患者の場合	155点

(2) 障害者の活躍推進

①法定雇用率達成に向けた事業者の取組への支援

【厚生労働省】 P67

- ・特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)について、減額された支給総額(H26以前：135万円→H27：120万円)を復元、増額すること
- ・中小企業等が特例子会社の設立等を行う場合の助成金制度を創設するなど、国による財政措置を充実すること

<障害者雇用の状況(平成30年6月1日現在)>

- ・障害者雇用率 兵庫県：2.11%、全国：2.05%(法定雇用率(H30：2.2%))
- ・法定雇用率達成企業の割合 兵庫県：48.2%(1,667社/3,458社)
全 国：45.9%(46,218社/100,586社)

10 地域の安全・安心の確保

(1) 安全な道路環境の整備等

【国土交通省】 P36

新・通学路や、幼児や高齢者などが日常的に利用する道路において、安全な歩行空間の確保のための道路環境の整備に必要な社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)を増額すること

新・高齢ドライバーによる死亡事故が相次いでおり、アクセルとブレーキを踏み間違えることが大きな原因とされていることから、踏み間違いを防止する装置の購入費用への補助制度を創設すること

Ⅱ 未来へ続く地域活力の創出

1 人と企業の地方移転の促進

住民基本台帳人口移動報告によると、東京圏への人口集中は止まるどころか、増加の傾向にある。

まち・ひと・しごと創生基本方針2019において第2期(2020～2024年度)の地方創生に関する取組の基本的な考え方が示されたが、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」「地方への新しいひとの流れをつくる」等の基本目標を実現するため、大胆な施策を国の責務として立案、実行すること

<平成30年中の本県の社会移動の状況(総務省 住民基本台帳移動報告、日本人)>

・転入超過数：▲6,088人、全国41位 (H29：▲6,657人、全国46位)
(東京圏に対する転入超過数)

	H29	H30	H30-H29
東京圏(注)	▲7,356人	▲8,102人	▲746人
：(うち東京都)	(▲4,742人)	(▲5,260人)	(▲518人)

注：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

(世代別の転入超過数)

	H29	H30	H30-H29
0～19歳	217人	767人	+550人
20～29歳	▲5,991人	▲6,690人	▲699人
30～39歳	▲694人	▲27人	+667人
40歳以上	▲189人	▲138人	+51人
計	▲6,657人	▲6,088人	+569人

(1) 東京圏への立地規制の制度化

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】 P73

- ・地域大学振興法により東京23区の大学の定員増を原則10年間禁じる措置が講じられたが、これと同様に、一定規模以上の工場や人口増加の原因となる事業所、事務所等の東京圏への新規立地を抑制する制度を創設すること

(2) 地方振興を促進する立法措置

【内閣府、総務省、国土交通省】 P74

- 新**・高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること

(3) 地方移転を促進する制度の充実・強化

①地方拠点強化税制の充実

【内閣府、経済産業省、厚生労働省】 P74

ア 施設整備計画の認定要件の適正化

- ・税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は、移転先のみ増加数とすること

【現行の地方拠点強化税制の問題点】

- ・本社機能の移転は経営合理化の面から実施されることが多いため、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。(現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上)

イ オフィス減税等の拡充

- ・オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど、大幅に拡充すること
- ・本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること
- 新**・本社に隣接する基幹工場や研究開発施設など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること

<地方拠点強化税制の概要>

区分	内容	
地方に所在する本社機能の拡充 (拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備(空調等)、構築物(駐車場等)を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	※ 併用は不可	
	雇用促進税制	雇用増1名につき60万の税額控除(最大)
東京23区から地方へ本社機能の移転 (移転型)	オフィス減税	建物等(拡充型と同じ)の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	※ 併用は原則不可(上乘せ分30万円のみ併用可)	
	雇用促進税制	(雇用増1名につき60万円+上乘せ分30万円)×3年の税額控除(最大)

- ・本県：10社認定(H30まで)。いずれの企業も両優遇措置の併用を希望(うち1社は併用活用済み)

ウ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- ・雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業者の増加数を引き下げるなど要件を見直すこと
(大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上)

②地域未来投資促進法、農村産業法の弾力的な運用 【内閣府、経済産業省】 P75

- ・法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、法律の基本方針である農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた知事の判断により、適用除外できる旨の規定を追加すること

【国制度の問題点】

- ・工業団地の拡張予定地が農業振興地域内農用地区域の場合、基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な条件は従前とほぼ同様であることから、農用地区域からの除外が困難であり、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用ができていない。
- ・特に農用地区域外での開発を優先することの条件が一律に適用されており、工業団地の拡張時の支障となっている。

<農地等の利用調整に必要な条件>

- ・農用地区域外での開発を優先すること
- ・周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること
- ・面積規模が最小限であること
- ・面的整備を実施した農地を対象外とすること
- ・農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

(4) 働く場の充実

① 地元企業に就職した若者を対象とする奨学金返済支援の充実 【厚生労働省】 P75

- ・ 地元企業に就職した若者を対象とする奨学金の返済支援について、返済制度を設けた企業に対する支援スキームに見直すなど、制度を充実すること

【提案の背景】

- ・ 無利子奨学金(地方創生枠)は経済団体等に出捐を求める一方で、個別企業がメリットを享受できる制度となっていない。

<無利子奨学金(地方創生枠)の概要>

- ・ 地方公共団体や企業等の出捐による基金を造成。推薦人数は1都道府県あたり各年度上限100名
- ・ 日本学生支援機構の無利子奨学金事業において、地方大学等に進学する学生や特定分野(都道府県と地元産業界の合意により設定)の学位を取得しようとする学生に対して、地方創生枠を創設

<本県の「中小企業の奨学金返済負担軽減制度に対する補助事業」の概要>

区分	内容
趣 旨	中小企業の人材確保のため、若年層の県内就職を促進し、若年従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける企業への補助を実施
補助対象	本社が県内にある中小企業
支援対象者	次の要件を全て満たす者 ①社員、②日本学生支援機構の奨学金の返済義務がある、 ③当該企業就職後5年以内、④県内事業所に勤務、⑤30歳未満
支援期間	1人につき最長5年(就職5年目であれば1年間)
補助額等	1人あたり年間返済額の1/3を補助(1人あたり補助上限 年6万円)
H30実績	支援企業数：108社、支援対象者数：304名

(5) UJI ターン・二地域居住の促進

① 遊休農地を活用した農園整備への支援の拡充 【農林水産省】 P78

- ・ UJIターンや二地域居住にあたり、個人が遊休農地を活用して農業体験民宿等を開設するために必要な農地の整備や、空き家の民宿改修を支援する制度を創設すること

② 住宅用地特例の適用対象の適正化 【総務省、国土交通省】 P79

- 新**・固定資産税及び都市計画税に関する住宅用地特例の適用除外措置については、特定空家等に限定せず、地方公共団体が必要と認める空き家についても適用除外を可能とすること

【提案の背景】

- ・ 平成26年に空家特措法が施行され、空き家のうちそのまま放置すれば倒壊等のおそれのある「特定空家等」について、固定資産税の住宅用地特例(固定資産税(最大1/6)・都市計画税(最大1/3))の適用除外措置がなされた。
- ・ しかし、それ以外の空き家に関しては依然として住宅用地特例の対象となるため、抜本的な空き家対策の解決に繋がっていない。
- ・ このため、居住実態が確認できない空き家については、地方公共団体の判断により適用除外とすることができるよう、制度を見直す必要がある。

2 兵庫の強みを生かした産業競争力の強化

(1) イノベーションの創造と次世代産業の育成

【文部科学省】

① 「京」から「富岳」への円滑な移行

P80

- ・「富岳」に産業利用者が円滑に移行できるよう、ユーザーにとって使いやすいソフトウェアの開発を同時に進めること
- 新**・産業界における「富岳」の利活用や成果創出を促進するため、申請手続の簡素化や柔軟な利用料金体系の設定など、「京」よりも利便性の高い産業利用制度を構築すること
- 新**・「富岳」の特性を活かした新分野の産業利用の開拓に向け、ビッグデータ・AI分野で「富岳」を利活用する産業界の取組への支援や、企業の技術高度化等の人材育成を進めること

【提案の背景】

- ・「富岳」は、計算能力や画期的な成果の創出、ユーザーの利便・使い勝手の良さ、消費電力性能の総合力で世界最高水準のスパコンであり、創薬や防災、ものづくり等のシミュレーションに加え、ビッグデータ・AIの計算基盤としての利活用が期待されている。

< 「富岳」の整備スケジュール >

年度	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31/R1)	2020年度 (R2)	2021年度～ (R3～)
「京」	運用 (2012年9月～)					運用停止 (2019年8月)	「富岳」への入れ替え	
「富岳」	基本設計		試作・詳細設計			製造(量産)	設置・調整	運用

② 「FOCUSスパコン」増強に対する財政支援

P80

- ・「富岳」へのステップアップ機としての機能を有する「FOCUSスパコン」について、必要な性能（現行の10倍程度の並列計算ができる規模）を確保できるよう、機能強化への財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・「富岳」の産業利用の成果を最大化するためには、産業界のスパコン利用者が高度な機能を持つ「富岳」を十分に利用できるよう、「FOCUSスパコン」を増強し、「富岳」へのステップアップ支援を行う必要がある。

(2) IT企業の進出支援

【経済産業省】 P82

- ・ IT企業の事業所の開設にあたり、一定期間、建物改修費、賃貸料、事務機器取得費などを支援する助成制度を創設すること

<本県の「IT企業の進出支援事業」の概要>

- ・ IT関連の事業所を開設する事業者に対し、以下のとおり助成

対象経費	補助率	補助上限額		
		IT事業所	高度IT事業所	ITリスキ誘致
賃借料(3年間)	1/2以内	600千円/年	900千円/年	
通信回線使用料(3年間)		600千円/年		
人件費(3年間)	定額	1,000千円/年人	2,000千円/年人	10,000千円/年人
建物改修費(1回)	1/2以内	1,000千円		
		空き家加算あり+1,000千円		
事務機器取得費(1回)		500千円		
助成総額(3年間)		8,100千円	12,000千円	36,000千円
助成総額(3年間) 空き家加算あり		9,100千円	13,000千円	37,000千円

[助成実績(例)]

企業名	本社	主な事業計画
シリコンバレーベンチャーアント・イノベーション	アメリカ	IT起業家の育成、世界展開支援等
株式会社ノヴィータ	日本	女性を対象としたキャリア開発支援、在宅ワーク支援等

3 農林水産業の振興

(1) 農業の経営基盤の強化

【農林水産省】

①法人化に対する支援の強化

P87

- ・ 農業経営法人化支援事業について、複数経営体による法人化だけでなく、認定農業者や認定新規就農者が個別に法人化する場合についても対象とすること

<個別経営体(認定農業者、認定新規就農者)も対象とする場合の助成対象となり得る者(兵庫県)>
2,344 (認定農業者数: 2,102、認定新規就農者数: 242) ※H29年度末現在

②AI、ICT等先端技術を活用した農業(スマート農業)の支援

P89

- 新**・農業の更なる省力化・低コスト化や農産物の高品質安定生産の実現のため、AI、ICT、ドローン、センシング技術など、先端技術の農業生産現場への早期導入・実証に関する予算を拡充すること

<スマート農業関連実証事業の採択状況(H30補正・H31当初)>

- ・ 全国 応募: 252件 → 採択: 69件
- ・ 兵庫 応募: 5件 → 採択: 1件(養父市能座地区(※))
- ※ 養父市能座地区の取組
 - ・ 実証課題名: 持続的営農を目指した山間部水田作地域におけるスマート農業の実証
 - ・ 実証グループ: 養父市アムナック スマート農業実証コンソーシアム (アムナック(農業生産法人)、京都大学、ソフトバンク等)
 - ・ 実証面積: 約11ha
 - ・ 実施内容: 衛星測位技術を使ったロボットトラクターの自動運転、無線遠隔草刈り機の導入(急傾斜の法面の除草管理)



淡路農業技術センター(南あわじ市)でのドローン試験の様子

③施設園芸の推進に対する支援

P89

ア 強い農業づくり交付金等の予算の確保

- ・都市近郊の立地を活かした野菜や果樹等の生産拡大に必要な以下の取組を推進するため、強い農業づくり交付金等の予算を確保すること

- 大規模な耐候性ハウスの整備
- 温度、湿度、二酸化炭素等をコントロールできる環境制御型の施設園芸の推進

イ 中小規模の環境制御型施設整備事業の創設

- ・条件不利地域等で産地の規模に関わらず、中小規模でも環境制御型の施設園芸に取り組むことができるよう、新たな施設整備事業を創設すること

【提案の背景】

- ・兵庫県の1戸・経営体あたりの平均経営耕地面積は1.08ha（全国2.54ha、北海道26.51ha（2015農業センサス））で、小規模経営体が多い。
- ・3.0ha以上の経営耕地規模を持つ農家も全体の2.8%と少なく、国交付金の下限面積（5ha(中山間地域3ha)）を満たす産地規模の確保も困難となっているため、中小規模での環境制御型施設園芸の普及・拡大が進んでいない。

④農畜水産物等のブランド化の支援

P91

ア 和牛精液等の国外流出対策の強化

- 新**・和牛の精液や受精卵をはじめ、わが国の農産物種子・遺伝子等の国外流出対策を強化すること

【提案の背景】

- ・本県の但馬牛は長年の改良により世界に誇る優れた肉質を有し、海外からも高い評価を得ているが、海外で和牛が生産されることになれば、その優位性が低下する。

イ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における県産食材提供の実現

P92

- 新**・「東京2020大会飲食提供に係る基本戦略（東京2020組織委員会）」に掲げる「持続可能性への配慮」や「日本の食文化の発信・継承」の実現に向け、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に選手村等で提供される食事において、本県産をはじめ、より多くの地域食材が活用されるよう取り組むこと

【提案の背景】

- ・本県は、淡路地域が日本古代から皇室・朝廷に海産物などを献上する御食国と呼ばれ、現在も多様な自然環境のもと多彩な農林水産物を有しており、「持続可能性への配慮」や「日本の食文化の発信・継承」に相応しい食材を提供できる。

⑤一県一組合化後の農業共済組合に対する支援

P94

- 新**・一県一組合化後の農業共済組合が、積極的な農業保険の加入推進や迅速・適正な損害評価などを行えるよう、現行交付税措置額並の国庫補助金予算額を確保すること

【提案の背景】

- ・本県の農業共済事業は17市町、9一部事務組合による公営で実施されているが、令和2年4月に県下全域を区域とする民営の新組合を設立する予定である。
- ・公営から民営への移行に伴い、運営財源も地方交付税から農林水産省補助金に移行するが、新組合の円滑な運営に対する積極的な支援が必要不可欠である。

(単位：百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	新組合予算見積額	R2
地方交付税	1,076	1,062	798	1,042	支出(A)	2,286
国庫補助金	101	99	93	87	収入(B)	1,158
計	1,177	1,161	891	1,129	支援所要額(A)-(B)	1,128

※設立初年度に要する経費を除く

(2) 資源循環型林業の展開

【農林水産省】

① 再造林経費の負担軽減

P101

- ・主伐後に確実な再造林を行い早期に森林の多面的機能の発揮を図るため、森林所有者の負担を軽減するよう、森林環境保全整備事業など国の支援制度を拡充（現行：51%→要望：67.5%）すること

【提案の背景】

- ・材価の低迷により、主伐による木材販売収入では植林、獣害対策（植林地を囲う獣害防止柵の設置）、保育に関する経費を賄うことが困難であるため、特に負担が大きい再造林に対する負担軽減が不可欠である。

<国の支援制度の拡充の例>

区分	現行制度	拡充の例
補助率	森林環境保全整備事業 68%（国：51%、県：17%） 農山漁村地域整備交付金 72%（国：54%、県：18%）	90%（国：67.5%、県：22.5%）

<主伐後の再造林及び保育管理に関する1ha当たりの収支モデル>

単位：千円

主伐後に森林所有者に還元される収益は800千円/ha程度と想定され、その後の再造林及び下刈等の保育管理経費の捻出が困難な状況にある。

		主伐	1年目	3年目	5年目	8年目	15年目	20年目	25年目	35年目	50年目	経費等 合計
		再造林	下刈	下刈	下刈	除伐	枝打	保育 間伐	保育 間伐	搬出 間伐		
収入	販売額	3,061	0	0	0	0	0	0	0	0	678	3,739
	補助金	0	1,088	156	156	156	124	175	124	124	1,104	3,208
	収入計	3,061	1,088	156	156	156	124	175	124	124	1,782	6,947
支出	事業費等	2,256	1,604	239	239	243	213	278	203	225	1,688	7,189
	収支	805	▲516	▲82	▲82	▲86	▲89	▲104	▲80	▲101	94	
	C/F	805	289	207	124	38	▲51	▲154	▲234	▲335	▲241	

② CLT工法による建築物の整備促進

P102

- ・CLTを活用した中高層建築については高額な費用が必要なことから、CLT工法等による建築物の施工例を一定程度確保できるまでの間、補助率の嵩上げ（現行50%）等の負担軽減策を講じること

- 新**・4階建て以上の建築物の外壁等で構造部材としての木材をそのまま見せることが可能となるよう、さらなる防火地域内の耐火基準の緩和を行うこと

<H30.6 建築基準法改正（耐火構造等とすることを要さない木造建築物の対象の見直し）>
 [防火地域] 2階かつ100㎡以下→3階かつ3,000㎡以下

<本県におけるCLT工法を活用したモデル建築物>

- ・CLTを活用したモデルとして兵庫県林業会館（神戸市中央区）の建替（5階建）を支援 ※平成31年1月竣工
- ・防火地域の建築物や床（耐火）へのCLT活用は全国初



【兵庫県林業会館】

(3) 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生【農林水産省、国土交通省、環境省】

①海域の窒素及びりんに関する環境基準の下限値の設定

P111

- ・海の生態系を支える植物プランクトンの栄養である窒素、りん濃度の環境基準の下限値を早急に設定すること

②良好な生態系の維持に向けた窒素及びりんの供給

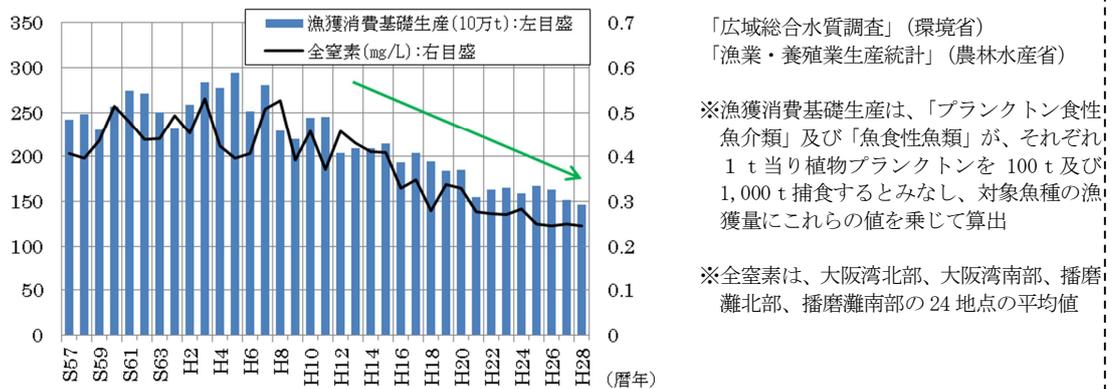
P111

- ・窒素及びりんの供給を目的として、水質総量規制制度の抜本的見直しや、下水処理場からの窒素及びりんの適切な供給に向けた取組支援を行うこと

【提案の背景】

- ・昭和55年以降、8次にわたり総量削減計画（第5次から窒素・りんも対象）を策定し、COD、窒素及びりに係る負荷量が削減されて水質は大幅に改善したが、栄養塩の不足により生物多様性・生物生産性の低下が指摘されている。
- ・県は全国で初めて、季節別の処理水質を計画に位置付けた「播磨灘流域別下水道整備総合計画」を策定しており、季節別運転の拡大に向けた取組の支援が望まれる。
- ・また、大阪湾西部も播磨灘と同様に栄養塩が不足しているため、取組の支援が望まれる。

<兵庫県(瀬戸内海)の漁獲消費基礎生産と全窒素濃度の推移>



4 人と自然との共生

(1) 鳥獣被害対策の推進

①防護柵の設置に関する採択要件の緩和と予算の拡充

【農林水産省】 P114

- ・シカ、イノシシ等の生息域が拡大していることから、現在は被害が生じていない地域も含め、防護柵の迅速な設置や機能を維持するための補修までを対象とするよう採択要件を見直すとともに、予算を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・予防対策として防護柵を設置する場合、大きな被害にまでは至っていないため採択要件である費用対効果分析B/C=1.0以上を満たさず、実施できない場合がある。
- ・防護柵に関する鳥獣被害防止総合対策交付金の内示は、要求額を大幅に下回っている。

○交付金の内示状況 (単位：千円)

年度	県当初予算 a	内示額 b	b/a
H26	448,006	301,930	67.4%
H27	309,715	189,340	61.1%
H28	480,919	205,914	42.8%
H29	516,535	218,677	42.3%
H30	514,172	247,892	48.2%

②射撃場の整備支援制度の予算拡充

【農林水産省、環境省】 P114

- ・狩猟者の技能向上を図るための捕獲技術高度化施設（射撃場）について、整備支援の予算を拡充すること

<本県の狩猟者育成センター（仮称）の整備>

- ・整備予定地 三木市吉川町福井、上荒川
- ・整備施設 クレー射撃施設、標的射撃施設、研修棟、わな実践フィールド等
- ・総事業費 約25億円
- ・供用開始(予定) 令和4年(2022年)5月

(2) エネルギー対策の推進

①FIT法手続きの厳格化

【経済産業省】 P119

- ・太陽光発電施設や風力発電施設の設置の際、事業者に安全性の確認や地域住民への事前説明の義務付けなど、FIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)に基づく事業計画認定手続きを強化すること

- 新**・特に、大規模な森林伐採や希少な野生動植物の生息・生育環境の改変を伴う施設であって、地域住民の理解を得られない施設に対して、厳格に対応すること

<本県の取組：太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の概要>

区分	内容
手続き	・事前に近隣関係者へ説明の上、工事着手の60日前までに事業計画の届出を義務付け ・工事完了時、廃止時等にも届け出ることを義務付け
届出対象	・事業区域の面積が原則5,000㎡以上の太陽光発電施設の設置工事 ・出力が原則1,500kW*以上の風力発電施設の設置工事等（H30年10月に追加）
施設基準	・景観との調和、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置等について基準化

※自然環境など特に保全すべき地域(特別地域)：500kW(平成30年度 事業計画の届出実績：66件)

<県内における懸案事例>

区分	内容
太陽光	姫路市内の県立自然公園を含む豊かな山林において、広大な森林伐採を伴う大規模施設(事業区域：約170ha、出力：約70MW)の設置計画あり
風力	新温泉町の山林において、森林伐採を伴う大型風力発電施設(基数：21基、出力：約92MW)の設置計画あり ※絶滅危惧種であるイヌワシが当該地域に生息しており、バードストライクが起こった場合、県内での絶滅につながる可能性が高い。

②水素社会推進に向けた取組への支援

【経済産業省、環境省】

ア 国補助事業の拡充

P120

- ・FCV及びFCバス(燃料電池バス)と一般的な乗用車・バスとの販売価格差を補填する購入補助を拡充すること

<FCV、FCバスの価格差>

- ・FCVとハイブリッド車の価格差：約300万円(国補助額：約200万円)
- ・FCバスと通常のバスの価格差：約8,000万円(国補助額：約5,000万円)

- ・水素ステーションの整備、運営に対する補助率及び補助金限度額を拡充すること
(例：自治体の補助なしでガソリンスタンド等と同程度の費用負担になるよう、国の補助額を拡充)

<本県の水素ステーションの整備支援に関する取組>

- ・国の補助に加え、上限5,000万円の整備補助を県単独で実施

区分	整備費	運営費(注3)
費用	約3億5,000万円 (ガソリンスタンド：約1億円)	約3,400万円/年 (天然ガススタンド：約2,000万円/年)
国補助	補助率：2/3 上限額：2億5,000万円(注1)	補助率：2/3 上限額：2,200万円(注4)
県補助	上限額：5,000万円(注2)	—

注1 水素供給能力300Nm³/h以上のオフサイト方式

注2 ・県補助額は、補助対象経費から、国補助額及び1億円を除いた額

・神戸市、姫路市も5,000万円を上限に補助

注3 別途、自動車メーカーからの運営費補助(補助率1/3)の対象となる場合あり

注4 オフサイト方式の場合

【水素ステーション(尼崎)】



<兵庫県内の水素ステーションの設置状況>

開設者	開設時期	場所
岩谷産業(株)	平成26年7月	尼崎市
日本エア・リキード(株)	平成29年3月	神戸市兵庫区

イ 水素ステーション等に関する規制緩和の推進

P121

- ・コスト低減を図るため、安全性を検証した上で、水素ステーション等に関する規制の見直しを進めること
 - 人材確保が困難な保安監督者について、経験要件（水素製造に関する6箇月の実務経験）を見直すこと
 - 高強度で安価な汎用材料の使用を可能とすること

<国の規制見直しの状況>

- ・平成29年6月に規制改革実施計画へ37項目の規制見直しを盛り込み、検討中
 - ※ これまでの見直しで、ガソリンスタンドとの併設や、公道と充填装置間の距離の短縮は可能となった。

ウ 水素社会実現に向けた水素発電所等への支援制度の創設

P121

- ・水素サプライチェーンを構築し、液化水素受入基地や水素発電所の整備を推進する支援制度を創設すること
- ・ガスタービン発電における高効率の燃焼器など、効果的な発電技術の開発を促すこと

<県内で実施されている「水素サプライチェーン構築実証事業」の概要>

概要	製造・貯蔵・輸送・利用が一体となった水素サプライチェーンを構築するため、オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭から水素を製造する「褐炭ガス化技術」、「液化水素の長距離大量輸送技術」、「液化水素荷役技術」の開発を実施
主体	技術研究組合CO ₂ フリー水素サプライチェーン推進機構 (川崎重工(株)、岩谷産業(株)、シェルジャパン(株)、電源開発(株))

Ⅲ 次代を担う人づくり

1 地域と世界で活躍できる人材の養成

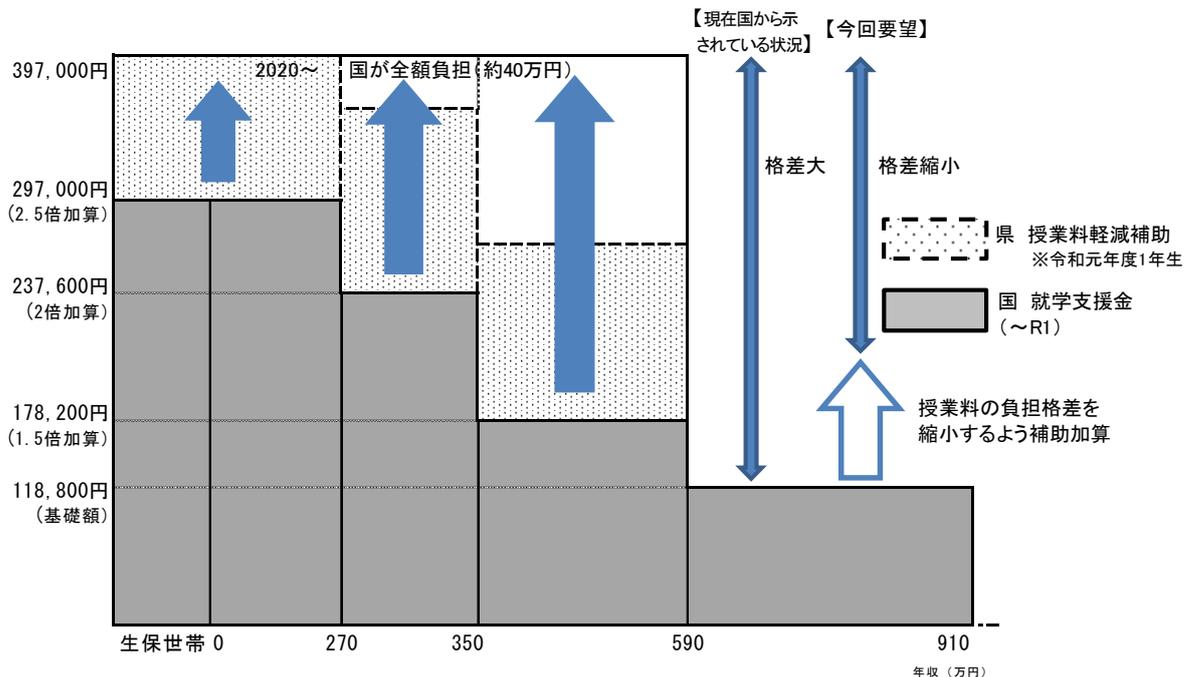
(1) 教育費の負担軽減の充実

① 高等学校等就学支援金制度の拡充

【文部科学省】 P128

- 令和2年度に予定している高等学校等就学支援金の拡充（年収590万円未満世帯を対象とした授業料の実質無償化）においては、年収590万円以上の世帯についても、所得のわずかな差により世帯の授業料負担に大きな差が生じないように制度設計すること

＜国の就学支援金及び授業料軽減補助＞



(2) 教職員定数の改善等

【財務省、文部科学省】

① 小学校における専門分野に対応した教員の確保

P132

- 小学校高学年における英語の教科必修化、教科担任制の対応に必要な教員の確保に向け、義務標準法を改正し、定数改善計画の早期策定及び着実な実施を図ること

【提案の背景】

- 加配定数を活用した英語等の専門的知識を持つ教員の配置には限界があるため、恒常的な教員確保と財源確保が必要となる。
- 本県では加配定数を活用した「兵庫型教科担任制」を実施しており、算数や理科において学力向上の一定の教育効果が得られているが、小規模校では教員の確保が困難なため、専門性を生かした教育の展開が難しい。

＜兵庫型教科担任制＞

- 小学校5,6年生において、学力向上や中学校への円滑な接続を図るため、教科担任制と少人数学習集団の編成を組み合わせた兵庫型教科担任制を全県で実施
 (教科担任制) 国語、算数、理科、社会から2教科以上を選択
 (少人数学習集団の編成) 国語、算数、理科、外国語活動から、1教科以上選択

(3) いじめ等の問題行動・不登校への対応強化

①スクールカウンセラー等の配置義務の明確化

【文部科学省】 P138

- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置を義務化し、その増員を行うとともに、財政措置制度を確立すること

<本県の配置状況>

- ・スクールカウンセラー（目標：全公立小学校配置）
配置公立小学校数 130校／全585公立小学校数 ※ 259公立中学校には、すべて配置済
- ・スクールソーシャルワーカー（目標：全公立中学校区に配置）
配置公立中学校区 138校区／全173公立中学校区

(4) 教職員の働き方改革の推進

①スクール・サポート・スタッフの拡充

【文部科学省】 P138

- ・スクール・サポート・スタッフの配置について、高等学校及び特別支援学校を含めたすべての公立学校に配置できるよう、一層の充実を図ること
- ・補助率の拡充を図ること（補助率 1/3→10/10）

【提案の背景】

- ・文部科学省による緊急対策が公表されたが(H31. 3. 18)、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、人的支援を中心とする国の支援が不可欠である。

<スクール・サポート・スタッフの概要（国補助率 1/3）>

【業務内容】授業準備（学習プリント・配布物の印刷、学級ごとに仕分）

- ・会議準備（資料印刷・セッティング）
- ・外部対応（欠席連絡、電話取次、来訪者取次等）

【本県の状況（H31）】全市町へ各1名配置（計40名）

<県立学校業務支援員配置事業の概要（H31 新規・県単独事業）>

【業務内容】情報整理（各種調査に関するデータ入力等の補助）

- ・文書作成（関係機関への文書作成・整理）
- ・外部対応（電話対応、来訪者取次）

【勤務時間】3時間×3日／週

【配置人数】152名（全県立学校(全日制)：126校、全県立特別支援学校：26校に各1名）

②部活動指導員の配置に対する支援制度の充実

P139

ア 中学校部活動指導員の配置に対する支援制度の充実

- ・補助事業の補助率を拡充すること（現行1/3 → 10/10）
- ・部活動指導員の養成等に対する支援制度を創設すること

イ 高等学校部活動指導員の配置等に対する支援制度の創設

- 新・高等学校においても、部活動指導員の配置等に対する補助事業を創設すること

【提案の背景】

- ・経験のない部活動の技術指導や長い練習時間、休日の大会引率等のため、日常の授業の準備等に支障を来とし、負担を感じている教員が多数(※)いる。

※ H28勤務時間実態調査：中学40.1%、高校31.8%

<中学校における部活動指導員の配置> H31当初：10億円（H30当初：5億円）

概要 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置を支援[9,000人]

実施主体 学校設置者（主に市町村）

補助率 国1/3

【本県が実施している「運動部活動活性化推進事業」の概要】

概要 専門的な技術指導を受けられない生徒のために、部活動指導員の配置等を実施

配置等先 県立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校

実施事項 専門的指導力を有する部活動指導員の配置[55人(指導回数42回/年)]

・運動部活動専門家会議の開催

・指導力向上研修会（対象：専門的な技術指導ができない運動部顧問等）

(5) 高等教育の充実

① 専門職大学の設置運営に対する財政支援

【総務省、文部科学省】 P143

- ・ 専門職大学は、高度かつ専門的な職業教育が求められることや、企業等における臨地実務実習等を行う必要があること等を踏まえ、設置運営に関して十分な財政支援措置を講じること
- ・ 公立の専門職大学の地方交付税措置にあたっては、専門職大学と同様に専門性が高く、実習等が卒業要件となっている保健系公立大学並の単位費用(1,830千円/人)とすること

＜単位費用（測定単位：学生数）＞							
区 分	医学系	歯学系	理科系	保健系	社会科学系	人文科学系	芸術系
単位費用(千円)	3,801	2,226	1,601	1,830	212	439	700

[本県で検討中の専門職大学構想]	
但馬	観光・芸術文化分野を通じて新たな価値を創造し、豊かな地域づくりを担う人材を育成（ホテル・旅館、観光DMO、劇場等文化施設、観光施設、テーマパークなど）
淡路	シェフの技能を持った「食」産業のプロを育成 （外食企業、飲食業(海外の日本食レストランを含む)、ホテル・旅館など) ※モデル：米国・料理大学のCIA

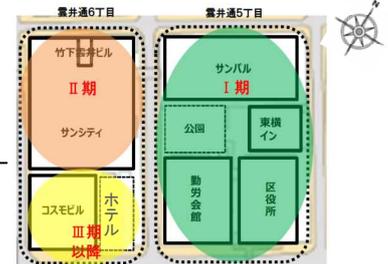
IV 交流・環流を生む兵庫五国の魅力向上

1 魅力ある都市・地域の整備

(1) 都市再生緊急整備地域における再整備への積極的支援

【国土交通省】 P149

- 兵庫・神戸の玄関口である三宮周辺地区を国際競争力の高い魅力的な都市空間、交通結節拠点として再整備するため、新たなバスターミナルの整備及び市街地再開発事業に対する財政支援を行うこと



【地区のブロック分けのイメージ】

<事業の概要> 雲井通5丁目地区市街地再開発事業（I期 約1.2ha）

財政支援	調査設計計画費・土地整備費・共同施設整備費
スケジュール (予定)	H30.5 雲井通5丁目再開発株式会社設立 R1～ 都市計画決定/事業認可 R4 工事着手

(2) 瀬戸内海国立公園六甲地域のブランド力向上による活性化

【環境省】 P149

- 瀬戸内海国立公園六甲地域について、遊休施設の活用を図りつつ、豊かな自然や魅力的な夜景など高いポテンシャルを活かしてブランド力を高め、魅力的な国立公園として再活性化を図るため、以下の措置を講じること



【閉鎖された六甲利エンホテル】

① 国立公園の公園事業(宿舎)として企業保養所等を認可する基準(案)の見直し

- 新・企業保養所等を公園事業(宿舎)として認可する基準の設定にあたっては、事業者の開発意欲の促進につながる基準とするとともに、予見性を高めるために基準の明確化を図ること

【国制度の問題点】

- 公園事業(宿舎)として位置付ける具体的な要件が示されておらず、新築や増築を検討している事業者にとって、事業の予見可能性が低い状況にある。

<六甲山における企業保養所等の現況(平成27年 本県調べ)>

営業中(※1)	閉鎖	転用(※2)	撤去済	計
70件 (30.0%)	81件 (34.8%)	71件 (30.5%)	11件 (4.7%)	233件

(※1) 営業施設数の推移 平成6年：226件 → 平成15年：135件 → 平成27年：70件

(※2) 「転用」のうち72%が個人宅への転用。その他は事務所、宿泊施設等への転用

【国立公園の宿舎事業として分譲ホテル等を認可する審査基準】パブリックコメント(R1.6月)

	環境省が示した審査基準	基準案に対する本県の考え方
①	下記ア、イ、ウのいずれにも適合 ア. 独占的に利用する客室を設けない イ. 一般利用者の宿泊機会を7割以上確保 ウ. 季節性の強いエリアでは、ハイシーズンも一般利用者の宿泊機会を一定数確保	イ. 宿舎の平均稼働率を参考としつつ、企業保養所の本来の目的も踏まえ、企業の開発意欲を高めるため、概ね5割に緩和すること
②	下記ア、イのいずれかに該当 ア. 廃業施設や休業施設が目立つエリアの再活性化に資する。 イ. 風致景観の保護上支障を来している廃屋や老朽化施設の改築又は建替えにより実施されるもの	ア. 一般利用者にも宿泊機会を提供する企業保養所を整備すること自体が再活性化に繋がることから、予見性を高めるため、「エリアの再活性化を目的として、 <u>新築・増改築・建替えにより実施されるもの</u> 」と具体行為を示す表現とすること

②特別地域内の行為の許可基準の緩和

- ・一般利用を前提に、土地利用目的に応じた特別地域内の行為の許可基準を特例で緩和すること
 - 工作物の高さ基準(13m以下)について、周辺の景観に影響を及ぼさない範囲で区域を限って更に緩和
 - 大規模開発を排除する建築面積(2,000㎡以下)の緩和
 - 建築面積が制約される主要道路からの壁面後退距離(20m以上)について、それ以外の道路の基準(5m以上)まで緩和

(3) 空き家改修による宿泊施設等への利活用促進

【国土交通省】P150

- 新**・地域資源として宿泊施設等への利活用を図るため、保養地の遊休別荘などの比較的規模の大きい空き家のうち、火災時に迅速に避難できるなど、利用者の安全が確保されるものについて、小規模な戸建て住宅（階数2以下で延べ面積200㎡未満）から宿泊施設への用途変更を可能とする場合と同様に、建築基準法の緩和を行うこと

(4) 過疎地域の振興

①新たな過疎対策法の制定

【総務省】P150

- 新**・新たな過疎対策法の制定にあたり、実態に即したきめ細やかな指定要件の設定や過疎に準じる地域への支援制度を創設すること
- 新**・市町村合併により従前の人口要件や財政力要件が適合しなくなっている場合には、合併前市町村単位でもみなし措置を講じること
- 新**・過疎対策事業債の対象事業を拡充すること

〔 例 〇現行：簡易水道のみが対象 → 上水道事業にも対象を拡充 〇県が市町の代わりに実施するソフト事業を対象に追加 〕

②地域おこし協力隊に関する財政支援の拡充

【総務省】P152

- 新**・特別交付税の対象となる地域おこし協力隊の活動経費について、対象地域を過疎法等の指定地域に限定せず、高齢化や人口減少により外部人材の支援が必要な集落を有する全市町村に拡げること
- 新**・活動期間（最長3年）の延長や協力隊の移住要件を緩和するなど、制度の拡充を行うこと

【国制度の問題点】

- ・現行の対象地域は、過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域に限定されているが、指定地域外でも、本県で実施している地域再生大作戦等により地域活性化に積極的に取り組んでいる市町や独自財源で制度を導入している市など、協力隊制度を必要としている市町がある。

【兵庫県版 地域おこし協力隊（平成31年度新規事業）の概要】

区分	県版 地域おこし協力隊	国 地域おこし協力隊
対象市町	20市町 ※国制度17市町との重複含む (概ね10集落以上の小規模集落を有する市町)	17市町 (条件不利地域(過疎、振興山村、離島)を有する地域等)
対象人材	集落の実情に詳しい近隣在住者や当該地域の出身者等(通い型支援も可)	住民票を移動し、生活の拠点を移す者(移住型支援)
配置人数	30人(予定)	97人(H31.4.1時点)

2 スポーツの振興

(1) ゴールデン・スポーツイヤーズに関する取組への支援

P152

【総務省、文部科学省、法務省、外務省、スポーツ庁、観光庁】

①機運醸成に向けた一体的なPR支援

- ラグビーワールドカップ2019(RWC2019)、東京オリンピック・パラリンピック(TOKYO2020)、ワールドマスターズゲームズ2021関西(WMG2021)と3年連続国内で開催される3つの国際大会を「ゴールデン・スポーツイヤーズ」として、一体的に広報する取組を支援すること

【提案の背景】

- スポーツ参画人口の拡大を図る国家的プロジェクトとして、開催地の地方自治体等が3つの国際大会を一体のものとして効果的に広報活動が展開したくても、3大会の名称やロゴマークを並べて使用したチラシの配布やポスターの掲示、会場でのブース出展等が困難な状況である。

②各大会に共通する取組に対する一体的な支援

- 各大会に共通する以下の取組について、一体的な支援を行うこと
 - 大会運営のノウハウを共有するための人的交流
 - 表彰台や競技用具、システムなどの有効活用
 - ボランティアの育成 等

③海外からの訪日観光旅行に関する査証発給要件の更なる緩和

P158

- TOKYO2020、RWC2019やWMG2021等の国際的イベント開催期間中の観光査証発給条件を緩和すること

(2) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西への支援

【総務省、文部科学省、スポーツ庁、観光庁】 P153

- ワールドマスターズゲームズ2021関西が生涯スポーツの振興を図る国家的なプロジェクトと位置づけられたことから、準備段階も含め以下の財政支援を行うこと
 - スポーツ振興くじ助成の大会開催年度の上限額(2億円)及び補助率(2/5)の引上げ
 - 全国自治宝くじの収益金の活用への支援
 - 新**○誰もが参加できるインクルーシブな考え方を取り入れた大会であるため、バリアフリー改修等の施設整備等に活用できる地方交付税措置のある地方債の創設
(ラグビーW杯、東京オリ・パラ：地域活性化事業債(充当率：90%、交付税措置率：30%))

新○地域交流や大会運営経費等への特別交付税措置

<国家的なプロジェクトと位置づけられた他のスポーツ大会に対する特別交付税措置(50%)>

ラグビーワールドカップ2019

- 地域交流経費
(競技イベントの開催経費 等)
- 公認キャンプ実施経費
(トレーニング機器のレンタル経費 等)
- 大会運営等経費
(広報、警備、ボランティア経費 等)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- 大会関係者との交流経費
(招へい経費、競技体験イベント開催経費 等)
- 事前合宿等経費
(ボランティア養成、警備に要する経費 等)

3 観光・ツーリズムの振興

(1) 2025年大阪・関西万博開催の効果を周辺地域に波及させる取組の検討

【経済産業省、国土交通省、観光庁】 P157

新・2025年大阪・関西万博の開催は関西の魅力を世界に発信する絶好の機会であり、関西全体の活性化につなげていくため、以下の取組を検討すること

- 期間中、関西全域で実施する万博会場と連携した取組（サテライト会場の設置、関連イベントの実施等）への支援
- 交通アクセス確保に向けた高速艇等の海上交通の設置
- 拡大する航空需要に対応する関西3空港をはじめ関西圏域に存在する空港の利活用

[2025年大阪・関西万博博覧会の概要]

テーマ	いのち輝く未来社会のデザイン [サブテーマ] - 多様で心身ともに健康な生き方 - 持続可能な社会・経済システム
開催場所	大阪府大阪市此花区夢洲
開催期間	2025(令和7)年5月3日～11月3日(185日間)
入場者数	約2,800万人を想定
経済波及効果	2.0兆円 ※経済産業省試算値 (万博開催までに行われる周辺インフラ整備や2次波及効果を含めると、5.8兆円)



夢洲から
西方を望む
イメージ

(2) 外国人旅行者等の受け入れ環境の整備

P159

①国際観光旅客税の地方への配分

【観光庁】

- ・国際観光旅客税(平成31年1月施行)について、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることから、税収の一定割合を交付金等により地方団体に配分すること

②無料公衆無線LANなど外国人旅行者受入基盤の整備

【総務省、観光庁】

- ・外国人旅行者の急増を踏まえ、無料公衆無線LANの整備を促進すること
- ・観光地の案内看板の多言語化など受入基盤整備に対して更なる支援を行うこと

4 交流基盤の整備

(1) 基幹的な交通インフラの整備

① 双眼型国土形成のための交通インフラ整備

【国土交通省】 P160

- ・ 国際競争力の強化につながる下記のインフラ整備については、東京圏に集中させるのではなく、多重性確保の観点からも地方に分散した整備を進めること
 - 関西都市圏及び日本海国土軸の高速道路網整備
 - 北陸新幹線の大阪までのフル規格での早期整備
 - リニア中央新幹線の東京－大阪間の早期整備

② 関西都市圏のミッシングリンクの解消

【国土交通省】 P160

- ・ 大阪ベイエリアに集積する産業・物流拠点の連携強化による国際競争力の強化や国土のリダンダンシーの確保の観点から、下記の道路整備を推進し関西都市圏の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期整備に必要な予算の確保・全線での早期着工 ・ 「みなと神戸」にふさわしい景観の創出 ・ 道路を活用した地域活性化に資する展望施設や休憩施設の整備 ・ 直轄道路事業費の地方負担分に対する地方財政(交付税)措置の拡充
名神湾岸連絡線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期事業着手に向けた環境影響評価手続きの促進及び都市計画手続きへの協力
播磨臨海地域道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期着手に向けた「計画段階評価完了」と「都市計画決定等に向けた検討促進」(第3回近畿地方小委員会の早期開催) ・ 早期完成に向けた国と県の役割分担による整備(播但連絡道路から東側を国、西側を県で整備) ・ 早期完成に向けた有料道路事業の導入検討 <ul style="list-style-type: none"> ○ 有料道路事業の料金徴収期間の延長 ○ 国道2号バイパスから播磨臨海地域道路への交通転換を図るための検討 ・ 播但連絡道路接続部の早期整備に向けた検討
神戸西バイパス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料道路事業による自動車専用道路部の早期完成 ・ 専用道路部との同時開通に向けた一般道路部の着実な整備促進
中国横断自動車道姫路鳥取線 (播磨新宮IC～山崎JCT(仮称))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2(2020)年度中の確実な開通
東播磨道(北工区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業推進に必要な予算確保
東播丹波連絡道路	
国道175号 西脇北バイパス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寺内～畑瀬ランプ(2019年度)の部分供用に続く早期全線供用
西脇市黒田庄町～丹波市氷上町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期事業着手に向けた調査促進

③日本海国土軸のミッシングリンクの解消

【国土交通省】 P162

- ・山陰海岸ジオパークをはじめとする広域観光交流圏形成による交流人口の拡大や国土のリダンダンシーの確保の観点から、日本海国土軸の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
山陰近畿自動車道	
浜坂道路Ⅱ期(居組IC～新温泉浜坂IC)	・事業推進に必要な予算確保
佐津IC～豊岡北JCT・IC	・早期事業化に向けた調査費の予算確保
豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC	・直轄による調査の実施
城崎温泉IC～府県境	・直轄権限代行による事業化
北近畿豊岡自動車道	
日高豊岡南道路(日高神鍋高原IC～豊岡南IC)	・令和2(2020)年度中の確実な供用
豊岡道路(豊岡南IC～豊岡IC)	・日高豊岡南道路に続く速やかな供用に向けた事業促進
豊岡IC～豊岡北JCT・IC	・令和2(2020)年度の事業着手

④有料道路制度における建設債務の償還期限の延長

【国土交通省】 P165

- ・有料道路制度を有効に活用するため、2050年9月30日までとされている建設債務の償還期限を延長すること

【現行制度の問題点】

- ・道路公団の民営化時に建設債務の償還期限は2050年9月30日までとされており、今後、新設・改築を行う高速道路(想定箇所:名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路)では建設債務を償還する期限が短くなり、制度を十分に活用できない。

⑤国直轄事業で整備する特に重要な路線に対する地方財政措置の拡充

【総務省、国土交通省】 P165

- ・大阪湾岸道路西伸部など高規格幹線道路と同等の機能を発揮する重要な路線のうち、国直轄事業で整備する路線の地方負担について、地方交付税措置を直轄高規格幹線道路並に拡充すること(現行20%→45%)

<高規格幹線道路及び地域高規格道路の概要>		
区分	概要	県内の事業中路線
高規格幹線道路 (昭和62年～)	国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成する道路 (全国で約14,000km)	北近畿豊岡自動車道、 中国横断自動車道姫路鳥取線
地域高規格道路 (平成6年～)	高規格幹線道路網を補完し、地域相互の交流促進等の役割を担う道路	大阪湾岸道路西伸部、神戸西バイパス、 山陰近畿自動車道(浜坂道路Ⅱ期)、東播磨道(北工区)、 東播丹波連絡道路(国道175号 西脇北バイパス)

※ 太字:国直轄事業または合併施行方式(国直轄事業+有料道路事業)

<参考:高規格幹線道路と大阪湾岸道路西伸部>

- ・現行の高規格幹線道路網計画(昭和62年策定)は、全国約14,000kmで構成
- ・うち、三大都市圏で高規格幹線道路がネットワークしていないのは、名神高速道路の端末部のみ
- ・大阪湾岸道路西伸部(平成6年に地域高規格道路に指定)は、高規格幹線道路である名神高速道路と神戸淡路鳴門自動車道をネットワークし、一体となって機能を発揮する重要な路線
- ・本来、高規格幹線道路とすべき路線であるため、直轄高規格幹線道路並の地方交付税措置が必要



(2) 人と物の流れを生み出す空港の整備

【国土交通省】

P166

①関西3空港一体運営の効果を高める施策の推進

本年5月に関西3空港懇談会で取りまとめられた内容について、速やかに実現できるよう支援するとともに、3空港がそれぞれの潜在能力を最大限発揮し一層活用されるよう、以下について提案する。

ア 神戸空港

新・発着枠拡大、運用時間延長を早期に実現すること

(当面、最大発着回数60回→80回/日、運用時間22時→23時まで)

- ・発着枠、運用時間を更に拡大すること
- ・全ての国際チャーター便の運航を認めること
- ・CIQ体制の充実を図ること(受入時間の延長、7泊7日届出期間の緩和、人員体制の拡充等)

イ 伊丹空港

- ・全ての国際チャーター便の運航を認めること
- ・国内長距離便枠(1日35.5回)を拡大すること

<関西3空港懇談会取りまとめ(R1.5)(概要)>

(2021年頃までの短期の視点に立った取組)

- ・関西空港：災害対応力の抜本的強化、国際拠点空港としての一層の機能強化
- ・伊丹空港：ターミナル改修等による機能強化・利便性向上
- ・神戸空港：国内線発着枠、運用時間の段階的拡大
(当面、最大発着回数60回→80回/日、運用時間を22時→23時まで延長)
空港アクセス強化の検討、プライベートジェットの入受推進
- ・全体：3空港の災害対応力向上、発災時の3空港相互支援体制などの整備

(2025年頃までの中期の視点に立った取組)

- ・関西空港：旅客処理能力の拡大継続、環境影響調査の検証、将来需要に応じた発着容量の拡張可能性に関する検討、国際拠点空港としての競争力強化と需要拡大
- ・神戸空港：国際化を含む空港機能のあり方の検討

(上記以外の課題)

- ・伊丹空港 ○存続協定を尊重し、地元関係者と対話しながら取組みを進めることが重要
○運用時間外の発着便や代替着陸便等については、定時運航率向上などに取組み、周辺環境改善への努力と利用者利便の向上を図る。
○上記の課題解決を図った上で、存続協定や国の経営統合方針、地元の意向、短中期の取組等を踏まえ、また、将来の大幅な需要変動を見据えて、国際便の就航可能性を含めた今後のあり方について、状況に応じて議論

(その他の取組)

- ・ワールドマスターズゲームズ2021関西など、国際イベントの臨時的対応は、懇談会でその時々議論

<関西3空港の発着回数の上限>

- ・関空 23万回(H30年度実績：19万回)、伊丹 370回/日(R元.5月ダイヤ：370回/日)、神戸 60回/日(R元.5月ダイヤ：60回/日)

<国際チャーター便の種類>

- ・伊丹空港、神戸空港は、チャーター便数の99%を占める包括旅行チャーターや、アフィニティチャーターの運航が認められていない。

種類	概要	割合(H30)
包括旅行チャーター	旅行会社がツアーのため、航空機を貸し切る形態	99.4%
アフィニティチャーター	旅行会社以外の団体・法人等が、その構成員のために航空機を貸し切る形態	0.1%
オフェスチャーター	法人や個人が自らの利用のために料金を全額負担し、航空機を貸し切る形態	0.5%

②コウノトリ但馬空港の利便性向上

P168

ア 利活用の促進

- ・羽田発着枠に関する政策コンテストを継続するとともに、プロペラ機に特化した枠を創設するなど、更なる拡充を図ること
- ・プロペラ機枠の創設を前提に、航空会社へ但馬ー羽田直行便の運航に向けた働きかけを行うこと

【提案の背景】

- ・但馬地域の活性化のためには但馬ー羽田の航空路線が不可欠であるが、発着枠は一杯の状況が続いており、小型機しか就航できない但馬空港の路線開設の可能性は政策枠しかない。
- ・現在、政策枠を獲得している路線は、いずれもジェット機かつ増便であることから、地方路線の維持・充実には、プロペラ機に特化した枠の創設が必要である。

<羽田発着枠政策コンテストの概要>

区分	内容
選定空港	山形、鳥取、石見（3空港とも、R2.3まで）

<平成30年度「但馬ー伊丹路線」利用実績>

- ・利用者数 42,220人（対前年度：+10,253人(+32%)）
※ 4年連続で過去最高を更新
- ・東京乗り継ぎ利用者 13,908人（対前年度：+2,697人(+24%)）

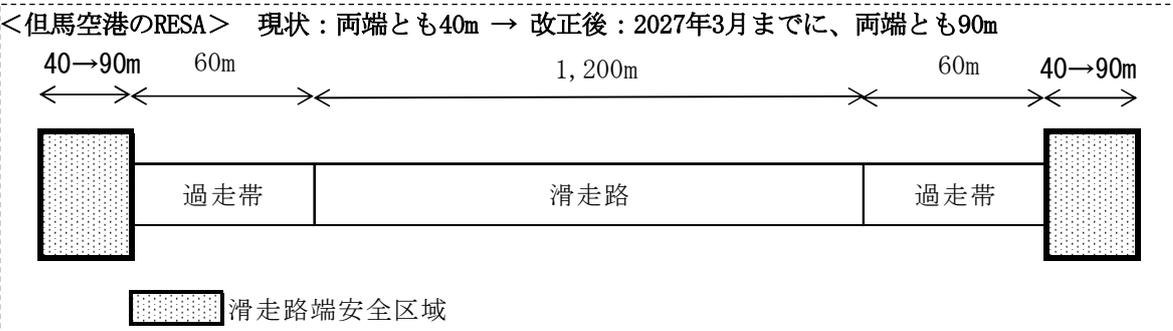


【新型プロペラ機 ATR42-600】
(H30.5就航)

イ 空港整備事業の補助制度の拡充

P169

- 新**・滑走路端安全区域 (RESA) については、航空法施行規則の改正に伴い空港完成後に対応を求められたものであり、また、短期間に多額の費用を要するため、国庫補助率の引き上げ（現行：40%→50%（地方管理空港並））及び必要な予算を確保すること



(3) 社会資本の老朽化対策の推進

①老朽化対策に必要な予算の確保

【総務省、国土交通省、警察庁】 P174

- ・橋梁、排水機場、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築50年を越え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、新たな財源の創設を含め老朽化対策の推進に必要な予算を確保すること

＜ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画＞ 計画期間：H31(2019)～R10(2028)年度

施設	実施箇所数	事業費	施設	実施箇所数	事業費
①橋梁	705橋	389億円	⑫ダム施設	21箇所	64億円
②舗装	950km	120億円	⑬防潮堤	19.5km	50億円
③トンネル	覆工	41億円	⑭岸壁等係留施設	23施設	61億円
	設備		⑮防波堤等外郭施設	9施設	23億円
④アンダーパス	6箇所	4億円	⑯砂防設備	141箇所	16億円
⑤横断歩道橋	横断歩道橋	20億円	⑰地すべり防止施設	16箇所	1億円
	組立歩道	5.6km	5億円	⑱急傾斜地崩壊防止施設	84箇所
⑥道路付属物(照明灯・標識(大型)等)	5,130箇所	33億円	⑲下水道	8処理場	570億円
⑦道路法面施設	400箇所	20億円	⑳公園施設	13公園	52億円
⑧排水機場	51箇所	363億円	㉑滑走路	53,600m ²	5億円
⑨水門・堰	57箇所	82億円	㉒その他施設	1式	190億円
⑩樋門・陸閘	148箇所	10億円	計		約2,187億円
⑪矢板護岸	8.8km	64億円			

②公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大

【総務省、国土交通省、警察庁】 P175

- ・個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や空港施設を対象とすること
- ・対象となっている市町村本庁舎に加え、県本庁舎の建替事業を対象とすること
- ・令和3(2021)年度までとされている制度の恒久化を図ること

【国制度の問題点】

- ・警察施設等の公用施設や空港施設は、今年度から公共施設等適正管理推進事業債の対象となった都市公園施設等と同様に必要な社会基盤であるが、対象外となっている。
- ・発災時に業務継続の支障が生じるおそれがあることから、県本庁舎についても市町村本庁舎と同様に、公共施設等適正管理推進事業債の対象とする必要がある。

＜公共施設等適正管理推進事業債の概要＞

	対象事業	充当率	交付税措置率
長寿命化事業	公共用施設 施設の使用年数を、法定耐用年数を超えて延伸させる事業	90%	財政力に応じて 30～50%
	社会基盤施設 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業 (道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、都市公園施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、林道、農道、地すべり防止施設)		
市町村役場機能緊急保全事業	新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村本庁舎の建替等		交付税措置対象分(75%)の30%

V 自立の基盤づくり

1 地域創生の推進

(1) ハード面で地域創生を推進するための交付金の充実等

【内閣府】 P180

①地方創生拠点整備交付金の恒久化

- ・平成28年度から補正予算で措置されている地方創生拠点整備交付金について、恒久的な制度とすること

②制度運用の見直し

- ・既存施設への新規設備の導入や既存設備の更新等も交付対象とするなど、使い勝手の良い仕組みとすること

- 新**・やむを得ず事故繰越となる場合も、交付金の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・これまで県では全額を明許繰越しているが、整備事業であるため避けがたい事故が生じ事故繰越となった場合、その所要額については交付金の対象外となるため、全額県費負担せざるを得なくなっている。

<地方創生拠点整備交付金の概要 H30国補正：600億円>

区 分	内 容
申請上限額	1 都道府県あたり 事業費30億円程度
負担割合	国1/2、都道府県1/2
本県活用例	<ul style="list-style-type: none"> ○データサイエンスと放射光の融合利用に向けた放射光研究センター高度化整備事業 ○初代県庁復元施設整備  <p>【初代県庁復元施設 (ベース図)】</p>

(2) ふるさと納税における適切な制度設計

【内閣官房、内閣府、総務省】

①ふるさと納税制度の見直し

P181

- 新**・ふるさと納税の趣旨は、本来、経済的な見返りを求めない寄附であるため、返礼品制度は廃止すること

②企業版ふるさと納税制度の運用改善

P182

- ・地方版総合戦略に位置付けられた事業であれば改めて地域再生計画を作成しなくても事業の認定が受けられるようにするなど、弾力的に活用できるよう制度を簡素化すること

2 地方税財政の充実強化

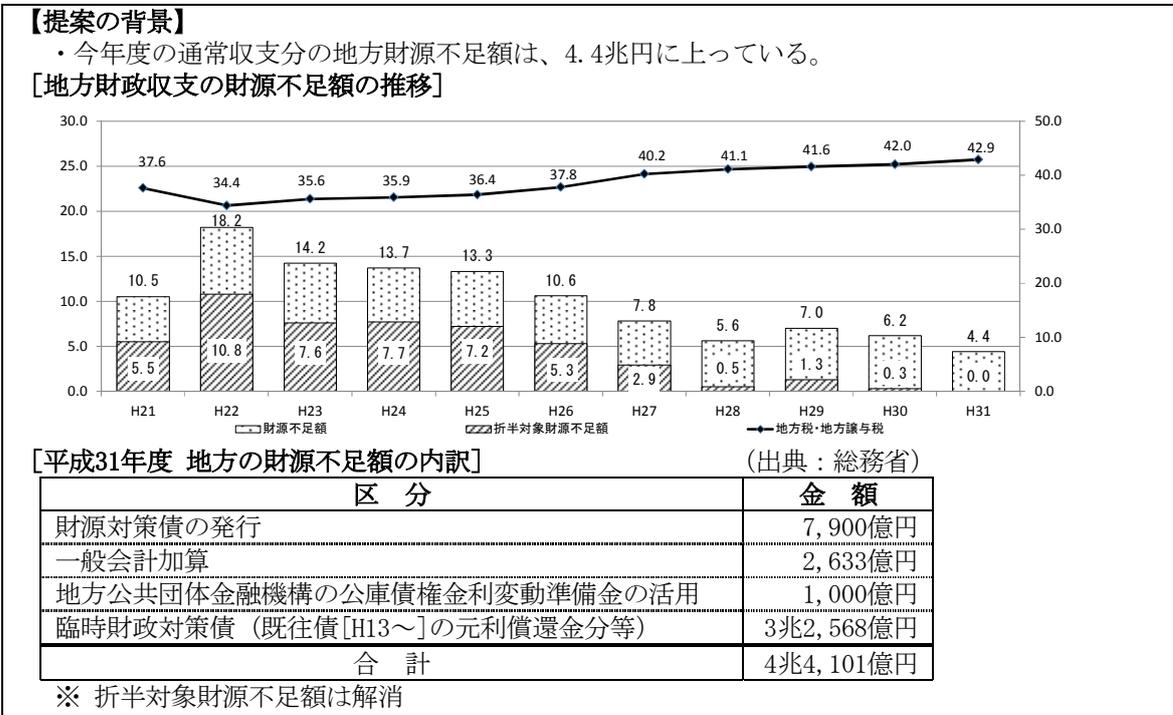
(1) 地方一般財源総額の充実・確保等

【総務省、財務省】

① 常態化している地方の財源不足への対応

P183

- ・ 常態化している巨額の財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能にするため、地方税体系の抜本的な見直しとあわせ、法定率の引上げ等による地方交付税の充実を図ること



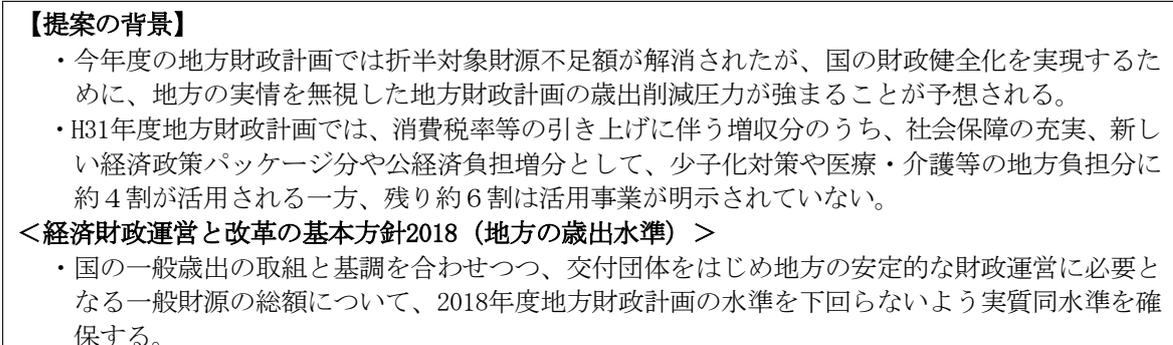
② 地方財政需要の地方財政計画への的確な反映

ア 地方一般財源総額の確保

P183

- ・ 骨太の方針2018において、地方の一般財源総額は、2019年度から2021年度まで2018年度と実質同水準を確保するとされたが、今後とも増加する社会保障関係費や地域の経済雇用対策、防災・減災対策の推進等の課題に対応できるよう、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を確保すること

- 新** ・ 消費税率等の引き上げに伴う歳入増については、その増加分に見合う歳出を地方財政計画に適切に積み上げること



<地方の一般行政経費>

(単位:兆円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H31-H21
一般行政経費	26.1	28.2	29.6	29.7	30.4	31.4	32.5	33.0	33.8	34.3	35.7	9.6
うち補助分	12.3	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	19.8	20.2	21.5	9.2
うち社会保障関係費	11.6	13.7	15.1	15.2	15.6	16.5	17.4	17.5	18.3	18.7	19.5	7.9
うち社会保障関係費以外	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.5	1.5	2.0	1.3
うち地方単独分	13.8	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.1	14.2	0.4
うち社会保障関係費※	6.2	6.2	6.3	6.3	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.6	0.4
うち社会保障関係費以外	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6	0.0
【参考】投資的経費	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	11.6	13.0	▲1.1
うち地方単独分	8	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	6.1	▲1.9

注 各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

イ 地方が保有する基金の残高の適正な評価

P184

- ・財政制度等審議会において、地方が保有する基金残高の増加をもって地方財政に余裕があり、地方財政計画の歳出を見直すべきとの議論がある。しかし、基金の増加理由は各自治体によって異なるため、地方全体の基金が増加していることをもって、一律に地方財政に余裕があると判断するのは不適切であり、安定的な財政運営を行うことができる適切な地方財政計画の規模を確保すること

【財制審の議論の問題点】

- ・地方の財政調整基金を含めた基金残高の増加は、国の制度の枠内でしか赤字国債の発行が認められない中、災害はもとより、今後増加する公共施設等の老朽化対策等の将来への備えとともに、合併算定終了後への対応など、歳出抑制努力等の地方の適切な財政運営の結果として評価すべきである。

<地方税収等の決算と地財計画との乖離額及び基金残高等の推移>

(単位:兆円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H18
地方税収等の決算と地財計画との乖離額	0.9	△0.8	△1.6	△2.4	1.3	0.1	0.2	0.9	1.2	0.8	△0.3	△1.2
基金残高合計	13.6	13.9	15.3	17.2	17.9	17.7	18.0	19.5	19.8	21.0	21.5	+7.9
兵庫県(億円)	200	208	454	1,211	1,142	997	838	834	549	464	434	+234
財政調整基金残高	4.1	4.2	4.4	4.5	5.2	5.6	6.0	6.7	7.1	7.5	7.5	+3.4
兵庫県(億円)	0	0	0	0	1	3	6	9	12	16	20	+20

※出典:総務省「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査」 基金残高には、減債基金(満期一括償還分)を含まない

ウ 幼児教育の無償化・高等教育の無償化に必要な財源の確保

P186

- 新**・幼児教育の無償化や高等教育の無償化の地方所要額を地方財政計画に計上する際、その他の歳出を削減することがないよう、財政措置を確実に講じること
- 新**・個別団体の地方交付税の算定にあたっては、各団体の実態を踏まえ、地方負担の全額を基準財政需要額に算入すること

【提案の背景】

- ・幼児教育の無償化や高等教育の無償化に関する地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し一般財源総額を確保するとされているが、地方交付税総額の充実がなければ、その他の歳出の削減により補填される懸念があるため。

③会計年度任用職員制度に伴う財政負担への適切な財政措置

P188

- 新**・地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査を踏まえ、標準的な団体における必要な人員の所要額を確保したうえで、制度導入に必要な地方所要額を全額地方財政計画に計上すること。また、制度創設の趣旨に沿って任用制度等の整備や処遇改善を図ることができるよう、その他の歳出を削減することなく、財政措置を確実に講じること
- 新**・個別団体の財政措置にあたっては、各団体の実態を踏まえ、地方負担の全額を反映すること

【提案の背景】

- ・国の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」(技術的助言)に基づく対応を図れば、常勤職員との均衡を考慮した期末手当の支給をはじめ、給料水準の引き上げ、退職手当の支給、社会保険料の負担など財政運営に大きな影響を及ぼすこととなる。

<現行制度との比較>

主な検討課題	臨時・非常勤職員	会計年度任用職員
給料水準	最低賃金並の支給水準が多数	常勤職員(初任給等)に準じた支給水準まで引き上げ
期末手当	短時間勤務職員に支給している事例は少数	短時間勤務職員も含めて年間 2.6 月分(常勤職員と同じ)を支給
退職手当	支給なし	常勤職員と同じ勤務時間の職員に限り、常勤職員に準じて支給

<法案審議における総務大臣の発言内容(平成29年5月9日衆議院総務委員会) >

- ・「今回の制度改正により必要となる地方財政措置については、地方公共団体の実態も踏まえつつ、しっかりと検討をしてまいります」

<財政措置に係る国の方針(平成30年10月総務省自治行政局公務員部事務処理マニュアル) >

- ・「新たに支給すべき期末手当の所要額の調査(制度改正による影響額の調査)を行い、地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定」

(2) 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施

【総務省、財務省】

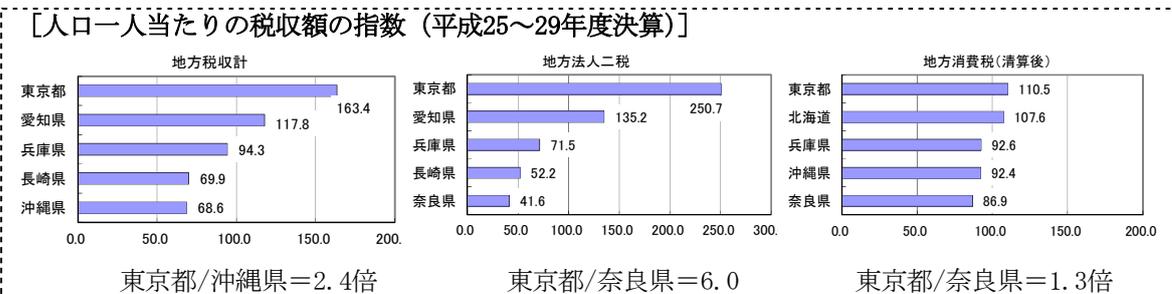
①地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

P188

- ・地方が自らの発想で地域の多様性を生かした取組を進めるためには、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があることから、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との税源交換等、税制の抜本的改革を行うこと

【提案の背景】

- ・平成31年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置(特別法人事業税・譲与税の創設)が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。



②事業活動の実態を反映した法人事業税分割基準の抜本的見直し

P189

- ・税制の抜本的な改革が行われるまでの間、法人事業税の応益課税の原則や税源の適切な帰属の観点から、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと

【国制度の問題点】

- ・現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。

③事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討

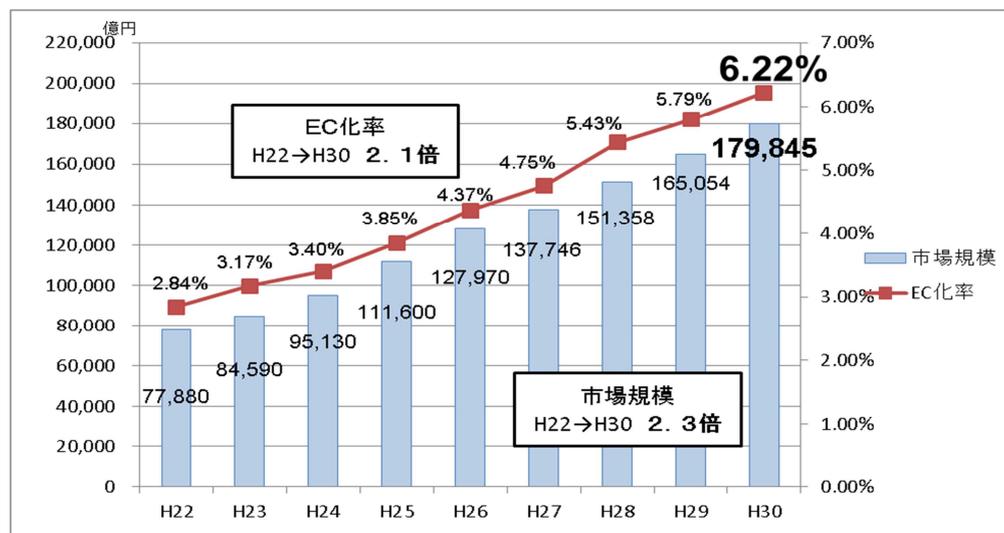
P189

- 新**・情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適正に税収を帰属させるため、例えば電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人についてはサービスの提供を受けた者の所在地において課税を行う等、より事業活動の実態を反映した制度について検討を行うこと

【提案の背景】

- ・経済の国際化・電子化により、全国を対象に事業活動を行っているにもかかわらず、本店や少数の事業所以外に事業所等を設置していないため、法人の事業活動の実態以上に税収が本店所在地等に集中している状況が生じている。
- ・消費税においても音楽配信等の電子商取引について、課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判断基準が、役務の提供を行う者の提供に係る事務所等の所在地から役務の提供を受ける者の住所等に改正された。

<電子商取引の市場規模等の推移>



※EC化率…すべての商取引のうち電子商取引が占める割合
経済産業省「平成30年度電子商取引に関する市場調査」

(3) 地方税体系の充実強化

① ゴルフ場利用税の堅持

【総務省、財務省】 P192

- ・ ゴルフ場利用税は、ゴルフ場特有の行政需要に対応するため、利用者に一定の負担を求めるものであり、その廃止又は縮小は多くのゴルフ場が所在する本県及び市町の財政運営に重大な影響を及ぼすことから、ゴルフ場利用税を堅持すること
- ・ 70歳以上に対する非課税措置を担税力の観点から廃止すること

【提案の背景】

- ・ ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用する人に課税する都道府県税で、収入額のうち10分の7は、ゴルフ場が所在する市町村に交付しており、重要な財源である。

<本県におけるゴルフ場に関連する予算額>

項目	主な事業	R元年予算額(百万円)	
			一財
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,493	1,197
環境対策	水質調査、安全指導等	55	8
消防・救急	ドクターヘリ運営等	21	21
道路	アクセス道路維持管理等	2,719	2,619
スポーツ振興	団体・競技者支援等	4	4
地域振興	観光利用促進等	21	21
合計		4,313	3,870

参考：本県のゴルフ場利用税収(H29)3,583百万円

<兵庫県における交付額上位団体>

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税 交付金 (単位:千円)
1	三木市	555,833
2	神戸市	375,657
3	加東市	313,226
4	宝塚市	181,508
5	西宮市	131,864

(平成29年度決算)

<世帯主の年齢階級別の所得・貯蓄の状況> 厚生労働省「国民生活基本調査」

世帯主の年齢	1世帯あたり所得	1世帯あたり貯蓄
29歳以下	350.0万円	154.8万円
70歳以上	393.8万円	1,260.1万円

3 地方分権改革の推進

(1) 地方分権型の行政システムの確立

【内閣府、総務省】

① 日本国憲法における地方自治に関する規定の改正

P198

ア 地方自治の本旨の明確化

- ・ 国民である住民から直接負託されている地方自治体の固有の権能が明確になるよう、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に規定すること

【現行憲法の問題点】

- ・ 現行の憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定されているのみであり、抽象的で分かりにくいいため、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することが不可欠である。

イ 国の事務を限定する規定の追加

- ・ 地方分権を実現するため、国の役割を外交、防衛等に限定し、その他の事務は地方が幅広く担うことを規定すること
- ・ 地方の統治機構のあり方等については、地方制度調査会を活用して検討すること

ウ 地方自治の根幹に関わる規定の追加

- ・ 地方公共団体の定義及び役割を明確化し、条例制定権、自主財政権、自主課税権等の具体的な権限に関する規定の追加を検討すること

【提案の背景】

- ・ 国による地方自治の侵害を防ぐため、法律に違反しない限り、地方が独自に立法権、財政権、課税権を有することを記載すべきである。
- ・ 地方公共団体の種類については憲法上規定がないことから、地方公共団体の種類（基礎自治体としての市町村、広域自治体としての都道府県）を明記する必要がある。

②関西広域連合への事務・権限の移譲等

P198

ア 府県域を超える大括りな事務・権限の移譲

- ・広域地方計画の策定権限など中央府省の事務・権限も含め、府県域を超える広域的な調整が必要となる大括りな事務・権限を、関西広域連合へ移譲すること

イ 規約の一部変更の際の許可を届出制に変更

- ・広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない事務の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること

ウ 幅広い事務の移譲の要請を可能とする法改正

- ・広域連合が国に移譲を要請することができる事務の範囲について、広域連合に密接に関連する事務のみに限定されている地方自治法の規定を改正し、幅広い事務の移譲を要請できるようにすること

③新たな「圏域行政」のあり方についての十分な検討

【総務省】 P200

- ・地方制度調査会において圏域行政に関する法制化が議論されているが、基礎自治体である市町や広域調整機能を有する都道府県の意見を充分踏まえるとともに、連携中枢都市など現行制度の課題を十分踏まえた上で、議論を進めること

<第32回地方制度調査会 諮問>

- ・人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める。

(2) 選挙制度の整備

【総務省】

①地方議会議員選挙における選挙制度の見直し

P201

- 新**・届出時において容易に住所が確認できるよう立候補届に必要な添付書類に住民票を義務付けるよう法改正すること
- 新**・立候補者に住所等の届出内容が真実である旨の宣誓書を提出させるとともに、選挙犯罪等による失権者と同様に虚偽の宣誓をした場合の罰則を定めるよう法改正すること

【提案の背景】

- ・県内に住所を有していないにも関わらず県内に居住するとして立候補届を提出する事例が発生したが、候補者が必要書類を不備なく提出した場合、過去の判例から住所の記載内容に疑義があったとしても受理せざるを得ない。
- ・立候補届出書に記載された住所を確認するための書類の添付が法令上義務づけられていない。
- ・また、虚偽による立候補届を行うことを抑止し、住所に疑義のある立候補届のうち少なくとも虚偽のものによって有権者の一票を無駄にしないためにも、法改正の必要がある。